

平成 23 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 6 号)

第 6 号
2 月 28 日

平成23年第1回

三重県議会定例会会議録

第6号

平成23年2月28日（月曜日）

議事日程（第6号）

平成23年2月28日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名			
1	番	長	田	隆 尚
2	番	津	村	衛
3	番	森	野	真 治
4	番	水	谷	正 美
5	番	杉	本	熊 野
6	番	村	林	聡
7	番	小	林	正 人
8	番	奥	野	英 介
9	番	中	川	康 洋
10	番	今	井	智 広
11	番	藤	田	宜 三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	舘	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央

41	番	中 村 進 一
43	番	西 塚 宗 郎
44	番	萩 野 虔 一
45	番	永 田 正 巳
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	萩 原 量 吉
50	番	藤 田 正 美
欠席議員 1名		
15	番	中 村 勝
(51	番	欠 員)
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司
書 記 (議事課主査)	坂 井 哲
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治

政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長	清 水 明
教 育 長	向 井 正 治
公安委員会委員長	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	河 合 潔
代表監査委員	植 田 十志夫

監査委員事務局長

長谷川 智 雄

人事委員会委員

楠 井 嘉 行

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第70号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、監査報告2件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

人 委 第 253 号
平成23年 2月25日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成23年 2月25日付け三議 第204号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正にかんがみ、非常勤職員の育児休業等に関し所要の規定を整備するものであり、適当と認めます。

質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。35番 貝増吉郎議員。

〔35番 貝増吉郎議員登壇・拍手〕

35番（貝増吉郎） おはようございます。自民みらいの貝増吉郎でございます。

今日は通告の質問の前にちょっとお伺いしたいんですけれども、26日から県内で2例目の鳥インフルエンザが南伊勢町で発生しました。先日、議会でも取り上げていただいておりますけれども、紀宝町での防疫措置が終わったやさきの中で、農家の皆さんを初め、これまで防疫作業等に携われた住民の皆さんや職員の皆さんも大変残念な思いをされているのではないかと考えます。大変心が痛む思いでございます。農家の皆さんは本当に不安でいっぱいではないかと心配もいたしております。事前の通告ではございませんが、今回南伊勢町で発生した高病原性鳥インフルエンザについて現在の状況はどうなっているのか、まずお伺いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 今回、南伊勢町で発生した高病原性鳥インフルエンザにつきましては、2月26日の午前8時に農場から南勢家畜保健衛生所に鳥の異常死、これは22羽死亡したのでありますけれども、その異常死の報告がございまして、中央家畜保健衛生所におきまして簡易検査を行いましたところ、10羽中4羽で陽性が確認をされたところであります。

そのために、午後7時には私をトップとする三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部第4回本部員会議を開催いたしまして、迅速、的確な防疫措置等を講ずるよう指示をいたしますとともに、県民の皆様には国や県の提供する正しい情報に基づき冷静に対応していただくよう改めてお願いをしたところでございます。

その後、遺伝子検査を進めまして、26日の午後11時30分に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判断をいたしまして、直ちに24時間体制で200人規模によります殺処分や消毒ポイントの設定などの防疫措置を決定いたしますとともに、発生農場の規模を勘案し、私から自衛隊の派遣要請を行ったところ

でございます。

私も昨日27日に現地に赴きまして、被害状況の把握と防衛体制の指揮を行いました。本日午前8時現在、全体、これは当初26万羽と言っておりましたが、数を確認していく中で約24万羽ということでございますけれども、その全体の27%に当たります6万5000羽の殺処分を行いますとともに、同時に埋却処分も進めておりまして、感染拡大防止のため、一刻も早く防疫措置を完了させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

35番（貝増吉郎） 大変な事態の中で、県職員の皆さん方も知事を先頭として対処されたということは大変うれしいと思います。今回の事案は、今、26万から24万と言われましたけど、20万というすごい数を超えている大きな問題でございます。農家にとっても非常に残念な問題、三重県の畜産に与える影響も大変これから大きいのではないかと考えますが、対応に当たられる関係者の皆さん、議会中とはいえ、心は向こうへ飛ばせる部長もあろうかと思っておりますけれども、ひとつ総力を上げてこの問題に対応していく、早く防疫措置を終え、正常な姿に戻ることを心からお願いを申し上げて、通告に従った質問に入らせていただきます。

まず最初に、都市計画道路、桑部播磨線。今回の質問は、主に地元から見た地元の諸問題、あるいはこうあればいいのになという提案をあげた質問でございます。その1番目の質問が、都市計画道路についてでございます。

この道路は、今から40年以上前、昭和44年に都市計画決定された桑部播磨線という名称の道路でございます。この間、桑名市は、名古屋のベッドタウンとして住宅団地の発達が著しく、市の西部丘陵地に次々大きな住宅団地が形成され、そして、今でもその形成が続いている状態でございます。同時に大型ショッピングセンターもでき、一大生活拠点となっています。

この桑部播磨線は、これらの住宅団地から伊勢湾岸道路、みえ朝日インターへつなく重要なアクセス道路としての役割がございます。北勢エリアは産

業集積地であり、三重県の経済を牽引する地域としてインターチェンジにアクセスする路線の重要性は非常に重要な大きなものがあります。

現在、桑名と四日市方面を結ぶ道路としては、国道1号及び23号がありますが、いずれも慢性的な交通渋滞を引き起こしています。ゆえに、この南北を結ぶ新たな道路、つまり、この桑部播磨線の日も早い整備供給をお願いしたいと思います。

現状は、(パネルを示す)これが桑名の大型団地、そして、旧長島町、こちらが朝日町、川越町、四日市市方面。高速道路が走っております。今、問題になって提案しているのが、この点線の部分でございます。

この赤い太い線は、これは桑名東員線及び国道421号を、これは、去年平成22年に桑名市が道路完成をさせていただいている。また、朝日町に抜けるこの道路は、平成16年に県の事業として既に完成しております。今、残っておりますのがこの間でございます。この間には、平成19年度に未整備区間の道路構造を変更しようということで、立体から立体橋梁方式にすることで都市計画決定の変更もされています。それだけ重要な道路であるが、なかなか先に進んでいない状況。今、県として優先事業として一刻早い全線完成が必要と考えますが、現在の状況及び今後の整備指針をお願いいたします。

続けて、木曾岬干拓地の整備についてもお伺いをさせていただきます。

木曾岬干拓地の土地利用対策や整備状況については、既に県議会でも私を初め各議員のほうから何回も質疑をさせていただいております。農地利用から都市的土地利用へ、あるいは高度利用、有効利用を訴え、県庁の職員の皆さん方にも認識も新たにさせていただいていると思っております。

平成11年以降、地元町や有識者による木曾岬干拓地土地利用検討委員会が立ち上がり、提言もいただいてきております。

平成18年より伊勢湾岸道路の北側、わんぱく原っぱへの建設残土による盛り土工事や希少種の猛禽類、チュウヒのための保全区域整備が行われてきております。

しかし、昨年暮れの公共事業の減少に伴い、愛知県、名古屋市から無償で

いただいておった工事残土の不足により、わんぱく原っぱの今年度の完成予定を断念し、平成26年末の完成に変更されました。当然、5年間の買いつけ条件である強制利用はいまだに変更されてない状況から、高度利用への変更も4年先延ばしになるのではないのでしょうか。

さて、今回の質問は、この木曾岬干拓地へのアクセス道路についての提言を兼ねたお伺いをさせていただきます。

現在、県事業として国道23号から干拓地へのアクセス道路として整備が進められているのが、県道木曾岬富停車場線バイパス事業であります。(パネルを示す)これが干拓地でございます。今、ここに建設残土を入れていると。

もう一枚、地図がございます。よろしいですか。(パネルを示す)先ほどの航空写真とはちょっと位置図が違いますが、木曾岬干拓地でございます。

私が、今日提案として県庁職員の皆さん方のお考えをちょうだいしたいのは、今、このエリアには、ど真ん中に伊勢湾岸自動車道が走っております。そして、ここに湾岸弥富木曾岬インターがあり、すぐ近くに湾岸弥富インターがございます。これを見ていただいたとおり、上下線ともおりと登りが別々に分かれておりまして、二つで普通の一体の正規のインターチェンジになるわけでございますけれども、この地に引っ張っていただいたということは、先日も大変この木曾岬干拓地の有効利用を考えたときにしっかりと提案をしていただいて、地元とあわせ、関係方面からの強い指導、あるいは陳情によりここに決定したと聞いております。

しかし、月日がたってもここは開発されない、我々がこの高速道路によって、湾岸道によって木曾岬地内に入ろうとしても、愛知県であり、そして、田んぼの中を走り、河川の横を通り、やっとたどり着くと。そういうことで、なかなかすぐには入れない状態でございます。

今、の中で、先ほど言いました県道バイパスは、ここで国道23号が走っております。ここからこれだけの間が今遅れているわけでございますが、ピンク色が。その下の町道から順番にここまでが干拓の入り口までの工事、この工事が、今、順次進められています。

そして、一番ネックになっているのが、ここに新しい新緑風橋を仮設いたしております。しかし、橋を渡り、木曽岬干拓地に入ったそこで工事の計画は終了になっております。ですから、国道23号に達する、これはもうあと二、三年だと思いますが、これも確認させていただきます。

あわせて、この先ここに今の道路を引っ張っていただいて、湾岸弥富木曾岬インターに常時乗り入れできるそういう道を早く計画を上げて、そして、使用供給できるようにしていただくことが、近い将来、この干拓地の高度利用で、あるいは関係方面にこの土地利用をお願いするとき、こういったものをつくっている、あるいはもう使っていますと、土地利用というのは有効利用していただける、そういった観点を考えたときに、やっぱり一日も早くこの道路を正常な道路として上げていただき、建設工事をしていただく。そういう利便性のある、営業に対しても、あるいは地域住民、木曽岬町の方にも。隣のまちは桑名市に合併している、今、単独で木曽岬町は運営されている。しかし、この三重県内の隣のまちへ行くにしたって木曽三川がございます。大きな川に橋一本をかけることも何百億円とかかります。しかし、この道路はそんなにお金もかからない。今の現状、そのレベルの中でも十二分に耐え得る道路だと思っております。

そういったことを考え、地域の発展を考え、物流、生活面、あるいは将来の木曽岬干拓地の有効販売を考えたときに、そういったことを今こそ取り上げる時期ではないでしょうか。あわせて道路関係のことについて当局からの御答弁をお願いいたします。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事（廣田 実） 都市計画道路、桑部播磨線の進捗状況と今後の整備見通しについてお答えをいたします。

桑部播磨線につきましては、先ほど説明がございましたけれども、昭和44年に都市計画決定をされまして、総延長3.8キロの都市計画道路でございまして、平成21年度までは桑名市によって整備が行われてまいりました。その結果、平成16年には朝日町界から桑部橋の南詰までの南側の区間、また、22年

には国道421号から県道の桑名東員線までの北側の区間がそれぞれ完成いたしておりまして、供用区間は2.1キロでございます。供用比率では全体の55%になっております。残ります1.7キロの未供用区間、幅員16メートルでございますが、この場所につきましては、地形上の高低差が非常に大きいということ、また、鉄道と交差をするということから、連続して高架構造にするということに変更いたしまして、事業費約85億円を予定いたしております。その結果、施工につきまして、桑名市から県で整備をされたいということで、強く要望されてきたところでございます。

県といたしましては、本路線が桑名市の南西部から朝日町を経て四日市市を結ぶ重要な路線であると。また、国道1号の渋滞緩和を担うということから、22年の1月に県において都市計画事業として実施をするということにしたところでございます。

なお、供用区間につきましては、19年度から20年度におきまして、桑名市において路線測量及び道路の予備設計を既に置いております。現在、県において供用に係ります予備設計を行うとともに、環境影響等の調査を行っておるところでございます。

23年度以降につきましては、詳細設計、また、用地測量を行いまして、用地買収の後、工事に着手をし、早期の全線供用を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、私のほうから、木曾岬干拓地の道路整備について御答弁申し上げます。

国道23号から木曾岬干拓地の入り口であります新緑風橋までのアクセス道路につきましては、県道木曾岬弥富停車場線のバイパス道路ということで、平成20年代中ごろの完成予定となっております。

また、干拓地を東西に横断します伊勢湾岸自動車道につきましては、干拓地からは直接乗り入れできないという状況になっております。

これらのことから、新緑風橋から干拓地への道路の延伸や伊勢湾岸自動車道との接続につきましては、都市的土地利用を図る上で取り組むべき重要な課題であるというふうに認識しております。

しかしながら、道路の配置につきましては、干拓地全体の都市的土地利用の形態に左右されますことから、土地利用の検討と並行して行う必要があるというふうに考えております。

これまで都市的土地利用の検討に向けた基礎的調査としまして、地質調査ですとか土地利用方策に係る調査等を行ってきたところでございますが、来年度以降は、インフラ整備に係る検討や企業ニーズの把握等を引き続き行っていく必要があるというふうに考えております。

これらの調査結果を踏まえた都市的土地利用の検討にあわせ、干拓地内道路や伊勢湾岸自動車道との接続に関しまして、地元市町、愛知県及び国等、関係機関と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

35番（貝増吉郎） 大変長引く不況や公共事業のカットで、どこでもかしこでも、我が地域でも市場経済というのは大変重く沈み、停滞した状態なんです。また、今も防災工事をやっていただいておりますけれども、地震や災害が来ても地元での建設業を営む、なりわいとしている会社は、大半が重機も所有できない危機的状況。今こそ本当に必要な工事は早急に発注し、市場業経済活性化の一翼を担っていただきたいものです。

同時に、先ほど理事から答弁のあった木曾岬干拓地の延伸事業。これは諸般の事情があるのはわかっています。高度利用返還のための依頼もしてきました。やっぱり机上で考えるより、現場に立って関係方面と頻りに打ち合わせをしていただく。今こそやっぱり、坂の上の雲ではございませんけれども、覇気を出していただく。我々は地元の代弁者ということ、皆さん方はそれを実行する。金がないからできない、日程が合わないからできないということではなくて、やっぱり半歩でも前に出よう、一歩でも前へ進もうという、県

民地元の期待を一身に担って、どうすればやれるかというその覇気を今こそ求めているわけですので、よろしくお願いたします。

次に、伊勢湾の宝を守れ、ダイヤモンドを守れ。いい言葉ですね。

いろんな海に面した地域の議員さんも各方面でいろんな質疑をされてきました。私は桑名市でございますもので、桑名の焼きハマグリ。江戸時代にはハマグリは木曾三川河口域で漁獲され、歴代の将軍に献上するという、そういった慣例のあった、全国的に一大産地としての地位を築いてきた桑名市でございます。また、ハマグリも昨今の海の影響で漁獲高が平成7年には0.8トンまで激減し、壊滅状態になってきたと。資源の枯渇があった。

しかし、現場を預かってなりわいをする漁協組合、あるいは漁協を中心に漁業者自らが研究を続け、ハマグリを生産施設を整備するとともに、人工干潟への稚貝放流など、資源回復に向けた長年の努力が実り、今では水揚げ量も格段に増加をしている段階でございます。

また、シジミについても、関係漁協が木曾三川シジミ漁業協議会を組織し、自ら厳しい資源管理に努められた結果、水揚げ量が維持されており、これらの貝類を対象とした漁業関係者には若い後継者も順次参入をしていただいております。

しかし、もう一つの宝である黒ノリ養殖については、現在、大変厳しい状態に陥っている。現在の黒ノリ養殖業は、機械化のために膨大な投資が必要な上に、地球温暖化などの環境変化や赤潮に左右されて、生産が不安定で作業がきついため、若者から逆に敬遠され、後継者が育たないような状態にも陥っています。

養殖業は減少の一途をたどり、この10年間で半減をしている。また、生産量も10年間で30%減っていると。このままほうっておくとどうなってしまうんだろうという心配もするわけでございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、県ではいろんな研究所により、稲の新品種やあるいは酒米を研究しようといった各種の新品種の研究もされています。当然、ノリについても各現場から視察をされて、そして、ノリを採取さ

れたりいろんな研究もされておりますけれども、実際に稲作のような、あるいは各種の農作物のような、そういった品種改良を含めた研究をされているのでしょうか。また、されているのであればどのような展開をされているか、状況はどのようになっているか、それもあわせてお答えをいただきたいものでございます。

また同時に、貝類やノリというのは海の浄化に貢献していることから、一般によく知られていることです。伊勢湾の重要な資源であるもう一つの二枚貝であるアサリにおいてもそうです。アサリは1時間に1リットルの海水をろ過し、海水中のプランクトンや海底の砂や泥に含まれる有機物を吸収し、成長し、そして、逆に、海の浄化に貢献をされている。そのアサリ業者でも、稚貝放流、そして、資源管理もされていますが、水揚げ量が極端に減って、最盛期の5分の1にまでなっていると聞いております。

そういった中で、ここでもう1点お伺いをさせていただきます。

水産資源を回復し、伊勢湾を豊穡の海に再生していくためには、貝類や黒ノリが持つ環境浄化能力を生かす取組や、漁場環境の改善を進めることが重要であると考えますが、県当局はどのように取り組んでいかれる考えがあるか、あわせてお伺いをさせていただきます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 本県では県の水産研究所におきまして、漁業振興のために、例えば、新たな養殖業でありますとか真珠のための新たなアコヤ貝、そして、今、議員から御指摘がありました黒ノリの新品種等、様々な実用化に向けての研究を進めているところでございます。

御指摘のように、黒ノリは、残念ながら、非常に環境の影響、いろんな様々な影響によりまして生産量が落ちております。そこで、特に温度管理、23以下にならないと黒ノリがうまく成長しないという現状があるわけでございますけれども、残念ながら、最近の環境影響によりまして、秋の海水温が低下する状況の遅れが見られております。それによりまして本来の養殖できる期間が短くなりますとともに、生育障害でありますとか品質低下なども起こ

っておりまして、先ほど質問の中にもございましたように、最盛期には7億枚を超えた生産がございましたが、漁業者の減少なども含めまして、平成21年には約2億5000万枚と大きく減少いたしておるところでございます。

このため、県の水産研究所におきましては、高水温に強い黒ノリの品種の開発を進めてきておりまして、新品種といたしまして、みえのあかりの開発に成功いたしました。平成22年4月には農林水産省に対しまして品種登録もお願いいたしております。

このみえのあかりは、通常黒ノリが生育障害を起こします23度以上の水温でも順調に成長いたしまして、色や味においても多品種と比べて遜色もないことから、漁業者の方からも大きく期待をされているところでございます。

今後、この新品種、みえのあかりの普及に向けまして、各地で試験養殖実施でありますとか種苗の供給体制づくりを進めるとともに、生産者の方々に対します水温、栄養塩の濃度など、養殖情報の提供でありますとか病害予防対策等の技術助言など、きめ細やかな対応をいたしまして黒ノリ生産の支援を行ってまいりたいと思っております。

さらに、全体の経営支援といたしましては、来年度から国の資源管理・漁業補償対策等の活用によりまして経営の安定化を図りますとともに、黒ノリ施設の整備につきましても、必要に応じて支援をしていくことで、黒ノリ養殖の復活に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、漁場環境の改善の取組でございます。

伊勢湾は都市に隣接いたしておりますので、水質でありますとか海底の土壌の状態、いわゆる底質の悪化でありますとか干潟、藻場の消失など、漁場環境の悪化が進んでおるところでございます。

このため、県におきましては、黒ノリ、アサリなどの二枚貝が有します水質浄化機能に着目いたしまして、その生産量の維持、増大に向けて、漁業者によります自主的な水質や底質改善などの取組を支援いたしますとともに、伊勢湾各地区におきまして、干潟、藻場の造成、海底を耕すことによりまして底質を改善します、いわゆる海底耕耘などの漁場環境の保全、再生に取り

組んでまいりました。

特に桑名地区におきましては、漁業者が中心となって進められております山林の保水機能の保全によります漁場環境の改善を目指した伊勢湾の上流に当たります岐阜県での植樹でありますとか、ハマグリ資源を増やし干潟の水質浄化機能を強化いたしますために、ハマグリ稚貝の生産及び放流、流域全体の環境保全の啓発を目指した地元並びに上流部にございます岐阜県の小学生を招いた干潟の生き物観察会などの取組に支援をいたしておるところでございます。

今後とも引き続きまして干潟、藻場の造成などを進めていきますとともに、各地域の状況に応じまして、漁業者自らが取り組まれます漁場環境の保全を支援していくことで、伊勢湾全体の漁場環境の保全、再生と伊勢湾漁業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

35番（貝増吉郎） ありがとうございます。

今のみえのあかりでございますか、米のみえのえみ以上に、今のNHKでも「あかり」でございますもので、みえのあかり、大いに研究成果、そして、現場検証していただいて、漁業者、関係者が喜ぶような、それが強いては三重県の資源だと、そういったことをお願いしたい。

また、黒ノリについては、ハマグリもそうですけれども、アサリ、シジミ、二枚貝と黒ノリというのは、各地に負けない立派な自然の中で何も手をつけずにでき上がってくる。それを漁をしてみんながいただくという。黒ノリ一つとっても、よその有名な県でもそうです。みんな酸処理がなされている。しかし、この地域では酸処理は大半がなされていない。ごく一部まれにありますけど、酸処理は手を施してない状態なんです。ということは、海の栄養素がそのまま生育した食べ物だと、自然食品だと、そういったことを認識していただいて、今回言われた高温に強い新品種、みえのあかり、この普及を大いに期待しているところでございます。

しかし、それと同時に、ノリについては協働経営がまだなっていないんですよ。生産コストを削減したり加工を第三者に委託すること、生き残りをかけた経営構造改善が急務であります。

私の管内でも、生産者と、あるいは出荷はパートさんに頼んでいると、そういった事業仕分けをして一生懸命頑張っている地域もありますけれども、ただ、やっぱり加工が大変お金がかかる。そういった対策をどのようにしたらいいのかと、そういったことを考えたときに、ハマグリ、シジミ、アサリ、黒ノリ、こういった伊勢湾岸の主である北勢の漁業地域に対して、漁業者が頑張っております。そういったときに、次には今回の人事ではあれなんですけれども、北勢地域にそういった海の水産に関しての専門的な職員、特命監、そういったものを整えていかないといかんですね。そういったものも配置していただけたらと常々申し上げておりますが、今、答弁いただいて、それだけ認識があるんでしたら、近い将来には特命監を北勢地区に配置していただくと思いますので、これは宿題としてよろしく願い申し上げます。

次に、3番目の地域医療再生計画についてお伺いします。

地域医療再生計画について、私の地元の桑名市民病院と民間病院の合併による地域中核病院建設支援を求める件についてのお伺いをさせていただくわけでございます。

県においては昨年度に三重県地域医療再生計画を策定し、医療不足への対応や緊急医療の確保など、県全体での取組に加え、中勢伊賀保健医療圏及び南勢志摩保健医療圏における医療提供体制の再構築に向けた取組が進められています。

このような状況の中、昨年10月、国の緊急経済対策により、各都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充して、各都道府県における公益的な医療提供体制の整備、拡充をすることとされています。

厚生労働省によりますと、地域医療再生基金の拡充分は総額2100億円、各都道府県が策定する地域医療再生計画に基づき52の地域に15億円ずつ配分され、残りの1320億円については各都道府県の計画内容に応じて加算をされる

と言われております。

さらに、前回の地域医療再生計画が二次保健医療圏を対象としていることに
対し、今回は三次医療圏、すなわち、県全域を対象に、高度専門医療機関
や救命救急センターなどを整備、拡充することが想定もされております。

ここで伺いをさせていただくんですが、県においては本県の地域医療の
状況を踏まえ、今般の新たな地域医療再生計画についてどのように策定して
いかれるのか、また、県の策定方針と現在の取組状況及び今後の進め方など
について伺いをさせていただきます。

また、前回の地域医療再生計画の策定時には、桑名市民病院と民間病院の
山本総合病院の統合、再編の支援が検討されながら、政権交代による国の補
正予算の一部執行停止により総事業費が削減されました。それに加え、両病
院の統合、再編に向けた協議が整っていなかったことなどにより、計画への
記載が見送られた経緯もあります。

桑名市が引き続き、市が設置した地域医療対策連絡協議会において両病院
の統合、再編に向けた検討が進められていて、今般の地域医療再生基金の拡
充分による支援を求めているわけでございます。

については、県として両病院の統合再編に向けた取組に対してどのように考
えているのか、また、新たな地域医療再生計画による支援を行う予定はある
のでしょうか、あわせてお答えをお願い申し上げます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 今回の地域医療再生計画の現在の策定状況と、
桑名地域におけます病院合併に伴います支援についてお答えを申し上げたい
と思います。

平成22年度の国の補正予算に伴いまして、国から地域医療再生臨時特例交
付金が追加して交付されることになったところでございます。

先ほど御指摘もございましたように、昨年度の地域医療再生計画のほうは
二次医療圏を基本単位としておりましたけれども、今回は第三次の医療圏で
あります県を単位とした形で策定をすること、また、医療機関でございます

とか医師会等、関係団体などの意見を聴取いたしまして、計画に反映をするということに努めているところでございます。

こうした国の方針を受けまして、昨年12月に三重県医療審議会地域医療対策部会のほうを開催いたしまして、幾つかのテーマを設定し、検討を行うこととなったところでございます。

具体的には、救命救急センターの機能・連携強化、周産期・小児医療への対応、二次救急医療体制の脆弱な地域における医療機関の整備などをテーマとして設定したところでございます。

現在、テーマごとに検討が進められてきておりまして、その内容について、先ほどの地域医療対策部会の委員のほうが関係者からヒアリングを実施していると、そういう段階でございます。

桑名市民病院と民間の山本総合病院の再編等を含めます、桑名地域の二次医療体制の整備計画につきましては、幾つかのテーマの中の二次救急医療体制が脆弱な地域における医療機関の整備というテーマの中で現在提案がなされているところでございます。

先般、当該計画につきまして、地域医療対策部会の委員の方々が桑名市及び両病院の関係者からヒアリングを実施いたしまして、その中で委員からは、統合・再編の計画の熟度を高めることとか、地域医療を守る上での統合の必要性、有効性などについて十分な説明が必要だということの指摘がされたところでございます。

今後は関係者においてさらなる検討を行っていただき、三重県の医療審議会地域医療対策部会において審議をいただいた上で県としての計画を取りまとめることとしているところでございます。

今回の医療再生計画のほうを積極的に活用させていただきまして、本県の地域医療の提供体制の効率を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

35番（貝増吉郎） 部長、よろしく頼みます。

今の答弁の中にもちょっとありましたけど、二次救急医療体制の整備、本当に桑名管内というのは、愛知県名古屋市、あるいは四日市市にすばらしい大きな病院もある、救急車もどんどんどんどんそちらへ行かれています。そういったことが、今、市民病院も民間病院もしっかりと地区の足元の立て直しに努力をされている。そして、その上で、14万の桑名市民、あるいは木曽岬町を足しての約15万市民が何としてでもやっぱり地元で二次の最終する病院が欲しいと、しっかりと市民は望んでいる。それに基づいて市の構築されている委員会でも、県議会でもその住民の声を基盤として、今回、真剣に改めて県にお願いしているわけでございます。そういった医療のすき間のないような、大都市周辺の本当に医療の目の届かないというより、県下満遍なるそういった再編、整備の中での地域医療が確実にこの管内、私どもの地域でもできるようにこれから引き続き御支援をお願いしたいと思うわけでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の中小企業への金融支援対策についてお伺いをさせていただきます。

中小零細企業に対する経営安定化に向けた取組、特に金融支援、大変大きな難題でございます。今議会でも厳しい雇用・経済情勢を踏まえ、平成22年度、2月補正予算と一体的にとらえ、第十三次緊急雇用・経済対策として切れ目のない効果的な対策を推進していくこととされています。

国の対策と連携する、そして、県内の実情を踏まえた県独自の対策を講じ、雇用を機軸に、相互の関連する経済、生活の3分野を軸とし、県政の喫緊の課題と認識して取り組んでいくことには一定の評価を与えたいと思います。今後もしっかり頑張っていただきたいと思っております。

さて、今議会の配付資料、平成22年度の三重県緊急雇用・経済対策の実績によれば、今年度は411億円余りの第七次から第十二次の対策に取り組まれています。例えば、中小企業など、経営安定化について主な取組である国の緊急担保保証制度に対応した融資制度、セーフティネット資金については、金

融機関とも連携し、平成23年1月現在では補償承諾額3222億円、融資残高は1万1935件で、2193億円の資金供給を行い、県内中小企業の経営の安定化に取り組まれています。

しかし、昨年1年間の県内企業の倒産件数、負債総額1000万以上を見てみますと134件で、負債総額は307億3000万、平成21年より件数で6件、総額では40億円も減少している状況です。これもひとえにセーフティネット資金などによる県の取組が一定の効果があったと評価するものの、私は地元を回って話を聞いておりますと、その現場から受ける感覚と県の発表とは少し違和感を感じているわけでございます。世界的な経済危機の影響を受け、少子・高齢化などの要因も相まって、特に中小規模の県内事業者には深い傷跡を残しています。

例えば、地域では売り上げが減ったと不況を嘆く声や、何でも安くしてくれと要求される、デフレを嘆く声に海外進出したらいいぞと、それはうちでは無理やと。そういったことを踏まえ、内需拡大を求める声がすごく多いです。あるいはまた、リスケや借入枠がいっぱい真水の資金調達ができないと、資金調達難を嘆く声などを聞かせていただいております。雇用維持、会社、商売の存続をかけて必死に戦いながらも、中小零細企業の経営者は安眠できない日々が続いていると思っております。実際、先ほどの県内倒産件数の内訳を分析しても、その状況が見えてくるように思われます。

例えば、比較的小規模と想定される負債総額5000万円未満の倒産は、平成20年では34件、平成21年は45件、同じく平成22年には52件と、徐々に右肩上がり増加傾向になっております。県内大企業の業績持ち直しの水面下では、多くの中小企業がいまだに厳しい経営状況に苦しんでいる姿がはっきりと地元では見えます。

このような中、国は、平成20年秋以降の金融危機から2年が過ぎ、国内景気が緩やかな回復傾向にあると。中小企業の資金繰り問題が峠を越えたことに加え、緊急保証として100%保証をこれ以上継続した場合、かえって弊害が懸念される状況にあるとして、平成22年度をもって緊急保証制度を終了する

ことにされています。確かに中小企業基盤整備機構が実施している全国の中小企業景況調査などによると、業況判断D Iや経営利益D Iに加え、資金繰りD Iもリーマンショック以前の水準を超えるまでに回復はしています。しかし、資金繰りD Iであれば、いまだにマイナス23.3%という低水準です。国内中小企業の資金繰りは依然厳しい状況と見るのが妥当ではないでしょうか。

かような状況の中で、金融機関のモラルハザードなどが懸念されるとして、100%保証の緊急保証制度を終了することがいいことなんでしょうか。私は、100年に1度と言われるこの経済危機を、中小企業が乗り切るための支援策をいま一度認識していただきたい、継続をすべきじゃないかと強く思っているわけでございます。

その意味で、国がこのような対応を行おうとする中、県の対応がこれからの県内の中小零細企業が生きる一筋の光明、それを導いてくれるものと実感しているわけでございます。

そこでお伺いをさせていただきます。国が平成22年度末をもって景気対応緊急保証制度を終了する中、平成23年度から県は中小企業の金融支援についてどのように取り組まれようとしているのか、お答えをいただきたいと思えます。

また、先ほど地域の声も述べさせていただいたように、モラトリアム法案により返済猶予はしてもらった。しかし、真水が確保できない、資金が確保できない、資金繰りに支障を来しているのも大きな事実です。景気対応緊急保証制度が終了しても返済は変わらず、枠の確保につながらない返済を次の運転資金確保のためにどのように対応されるのか。長引く不況で相次ぐ運転資金の借入れが枠でいっぱい。次の資金調達に支障を来している企業の資金繰り対策、前向きに経営改善に取り組み新たな設備投資を考えている企業に対する新設の融資枠の拡充など、地域の声にどのように対応していくのか。

そこでぜひお聞きさせていただきますけれども、保証協会の無担保枠のさらなる拡充を県当局は考えておられるのでしょうか。また、耐震補強や設

備に対する新たな保証枠の拡充は考えておられるのか。

県民が安心して生活でき、雇用と経済が安定する三重県を目指して尽力されている皆さん方でございます。どうかそれを踏まえて、本当に中小零細企業の皆さん方が、さあ、今日もあしたも頑張るぞという、そういった覇気を見出せるような御答弁をお願いいたします。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（林 敏一） 中小企業への金融支援につきまして、2点お答えを申し上げたいと思います。

1点目が、厳しい経営環境にあります中小企業への経営支援ということでございます。2点目につきましては、新たな事業等に取り組み始める中小企業に対しての経営支援ということで、2点お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、先ほど議員もおっしゃっていただきました。緊急雇用・経済対策として県は中小企業の経営の安定を図るということで、セーフティネット資金（緊急資金）と申しますが、こちらを創設しまして、総額3800億円の融資枠を確保し、資金繰り支援を実施してまいっております。一定の効果があったということで議員もおっしゃっていただきましたが、それなりの一定効果を出しているのではないかと考えているところでございます。

県内の経済情勢につきましては、一部に持ち直しの動きが出てきておるといふ状況でございます。

この2月23日に県内の経済団体等々で構成をいたします、三重県雇用・経済危機対策会議を開催いたしました。その際も、県内の中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いているという認識を共有させていただいたところでございます。その際には、年度末に向けましてセーフティネット資金（緊急資金）あるいは小規模事業資金等の融資制度の活用でありますとか、金融円滑化法に対応しました条件変更について各金融機関に柔軟に対応していただくように要請もしたところでございます。

また、会議では、引き続き経済団体、金融機関、行政等が連携をしまして

円滑な資金供給をはじめとします経営の安定化に向けた支援を行うということを改めて確認させていただきました。

国は、御指摘のとおり、セーフティネット資金（緊急資金）を22年度末をもって終了するとしております。これに対応しまして、三重県におきましては、23年度の中小企業融資制度におきまして、従前のものでございますセーフティネット資金、こちらについて融資期間を7年から10年に延長する、1年据置期間を設ける、そういった要件緩和を行いますとともに、融資枠720億円を確保して対応してまいりたいと考えております。また、セーフティネット資金の対象業種が縮小されるということでございますので、対象業種から外れてまいります中小企業に対しましては、県の金融制度でありますリフレッシュ資金において、売上げの減少率を5%から3%にするなどの要件緩和を継続してまいって資金供給の円滑化を図ってまいりたいと考えております。

なお、小規模事業者向けにつきましても、小規模事業資金、その中の100%保証であります特別小口扱い、こちらを活用いたしまして融資枠を確保し、資金繰りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。

新たな事業、新たな取組に挑戦をということでございますが、平成23年度からは中小企業の金融支援ということでございますが、平成23年度からは中小企業の前向きな取組、事業活動に対しまして円滑に資金供給が行われるよう制度の見直しを行いたいと考えております。例えば、環境保全防災対策等促進資金におきまして、耐震診断を初めとする耐震補強への融資といったものを進めてまいりたい。あるいは、県内企業の設備投資に係ります金融支援に取り組むということで、生産プロセス等改善支援資金といったものを創設ということでございます。先ほどの環境保全防災対策等促進資金は、防災対策資金というのが従来ございますが、そちらを見直しさせていただいて続けていくということ、あるいは地域資源を活用した事業を行う等、地域密着型産業への取組を支援する資金として、新たに地域密着型産業創出資金を創設するといった

ような取組を行いたいと考えております。

こうした政策目的資金を活用していただいて、新たな取組に挑戦する前向きな中小企業の皆様に円滑に資金供給が行われるよう、中小もあわせまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔35番 貝増吉郎議員登壇〕

35番（貝増吉郎） 今日の質問は、本当に現場の声を聞かせていただきながら、裏づけ資料なんかも東京から取り寄せ、帝国データバンクの景気白書、これなんかも確認をさせていただいた。そして、その中で今いるんな見直しを理事はおっしゃっていただいた。言葉だけ聞いていますと、あれもいいのか、これもいいのかという気持ちに若干陥りかけたのでございますけど、実際に本当にそれが通用するのかと。

一つ気になることなんですけど、先ほども言った三重県信用保証協会の制度、セーフティネット5号の件を言われた。これがあるからいいんじゃないかと。しかし、景気対応緊急保証制度終了後のデメリットとして、私は思うんですよ。先ほども答弁あった返済期間が最長10年から7年になり、返済が短くなれば当然月額返済額が増える。今までのセーフティネット資金の国の枠の中では8000万円プラス2000万円の1億円が借り入れられた。しかし、今回、真水の借りかえをしようと思って真水を必要としてこれを利用すると、2000万円はもうありませんからと、元金のセーフティネット資金の8000万円に対する、そこで現在の状況、将来の展望を見て借りかえしていただく。当然満額というのはなかなか少ない状態であると。そうしたときに、残された2000万円というのは、これからずっと返済だけになってくるんです。半分減ったからもう一遍2000万円借りて1000万円の真水をつくらうということではできないということになっている。

また、今も答弁された8000万円の請求はと。これは保証協会のホームページもしっかりと説明していただいている。これから制度が変わりますよ。経営安定関連（セーフティネット）5号の指定についてですよ。5号扱いにな

ってしまうんですよ。当然、認定業種が今言ったように、中部分野で48業種。これは一番初期の段階の業種なんですよ。それからどんどんどんどん増やしたけど、新たに増やした業種はこの枠には一切入れないと。もとの48業種しか入れない。そういうアンバランスな事態も生じてくると。

また、昨年末も出していただいたこれもいい制度かなと思って検証もさせていただいた。しかし、1500万円の緊急支援、あるいは借りかえ制度についても、ゲートが2段階も3段階も上がっていて、いいところしか借りられない。第1ゲートでうちはもう参加することができないという中小企業さんがしっかりありました。だれでも使える融資制度ではなくて、いいところしか使えない制度。それはリスクマネジメントからいったらそうかもわからない。しかし、県が行う事業として、県民の声を、経済、生活といったことを考えたときには、私は大いに再認識をしていただきたいと思うわけでございます。保証料が高くなったり利息が高くなっていくだけと。そうではなくて、今、新たなそういった見直しを23年度からしていただける。流量資金でも5%から3%になる、あるいは長期の事業資金でも特別小口制度もあると。あるいは、ほかにもいっぱい言われました。防災関連の制度の見直しもあると。それを一段とやっぱり、視線をどこに置いて救済対応をしてあげるか、応援をしてあげるか。

我々の視点というのは、目線がどこにあるかというので全然変わってきます。当然、県執行部においても、県民の各事業者に対する応援体制についても、どの事業者に視点を置くか、どのレベルに置くかによって違います。本会議場でもここで各種の事業者さんのトップの方々は何人もおみえになる。当然、うちは大丈夫だよと答弁をいただいたらそうなるでしょう。しかし、そこに参画されているグループの下のほうの企業さんには大変苦しい状態もあるという認識は、県当局がしっかりと見詰めていただいて、今後のさらなる中小企業が元気に、それこそ前を向いていけるぞといった気概を生んでいただけるような、そんな気持ちがわくような制度を再構築、認識していただきたい。

今日は本当に12年間で初めて地元関連ばかり話をさせていただいた。その中には、オール県庁に対する、あるいは県全体の事案も入っております。一つ一つが、この厳しい中で頑張る人たちが半歩でも前へ行きたいという気持ちで認識していただく、そういう認識の場に再構築していただけたらと思ってお話ししたわけでございます。

これからも県庁は永遠にあるわけでございます。各29市町、北の玄関、桑名市からやっぱり南の南牟婁郡まで、広い、長いといえども、そこから、各地域から県庁職員もしっかり出ております。その友好の人間が地域の財産としてお互いの地域がどう頑張るか、そういった意見聴取もこれからはどんどんどんどん取り入れていただきながらすばらしい三重県庁を引き続き運営していただいて、県民が喜ぶそういった県庁にしていきたいと思いますと思っております。今日はありがとうございました。終わります。(拍手)

議長(三谷哲央) 4番 水谷正美議員。

〔4番 水谷正美議員登壇・拍手〕

4番(水谷正美) 議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして質問を始めさせていただきますと思います。新政みえ所属、四日市市選出の水谷正美でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日の一般質問は大きく3点でございまして、野呂県政の2期8年を振り返ってということで、二つのテーマ。そして、一括交付金化と社会資本整備に関して二つのテーマ。これは朝明川を中心とした河川整備と、それから、公共交通機関のことなんです。そして、最後に県民の率直な思いと題しまして、治安と医療の二つのテーマをお話しさせていただきます。

初めの野呂県政の2期8年を振り返ってということなんですけれども、野呂知事とこの本会議場で議論をさせていただいたのは、常に環境問題、産廃問題のことを質問させていただきましたし、そして、広域連合、道州制につながる議論も常にさせていただいてまいりました。私自身が野呂知事の県政を振り返るのはこの二つじゃないかという思いもございまして、この二つのテーマを取り上げさせていただいたところでございます。

知事はよく御自分の県政の評価については、歴史が評価するものだというふうに今議会でもお話をされています。私自身はその評価の歴史というのはもう既に始まりつつあるというふうに思っておりまして、いろんな議員さんがここで野呂知事の県政を振り返ってお話をしておられます。これは議事録に残って、後世にきっちりつながって語られるんだらうなというふうに思っているところでございます。

まず、この四日市における環境問題、この件からお伺いをしてみたいと思います。

四日市の環境問題の一番多く語られるのは、四日市公害、四日市ぜんそくであります。産廃問題というのはいろいろ深く研究をしてみると、どうやらそこまで行き着く。つまり、四日市の環境問題、公害問題が起こった昭和40年代、私の生まれたころなんですけれども、そのときに湾岸の企業が大気汚染、そしてもう一つ、海に廃液を流す、その廃液を流すことの問題が大きくなって、山から砂を持ってきて、そして、その砂でろ過をして、そしてまたその砂を山に戻すという、この負の循環が四日市における産廃問題のスタートだったんだということ。そして、いろいろ事案はありましたけれども、大矢知・平津事案という大きな問題が現在取り組まれているということなんです。

私自身は、野呂知事に県民と一緒に考えてほしいということを常に申し上げてまいりました。制度上のターニングポイントは二つあったというふうに思っています。県条例をつくり上げてきたわけですけれども、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例という条例を野呂県政で上程をされました。これは、四日市市大矢知・平津事案に対して県の組織上の問題点と責任を明らかにする委員会を設置する条例でありました。産廃特措法の適用を受けるために、行政代執行の前提となる行政責任の検証を行ってきた委員会の設置条例であります。法律の専門家に集まっていたいただいて行政責任の検証を行ったものだ。そして、報告書がまとまっているわけです。

そして、もう一つは、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例であり

ました。この条例は産業廃棄物処理法を補完するもので、県の生活環境保全条例から独立した新たな条例で、産業廃棄物問題に対する三重県としての決意、姿勢を示したものでありました。制度上のターニングポイントはこの二つであったというふうに考えております。

この制度的なターニングポイント以外に、あるいはそれ以上に大きなターニングポイントをこの野呂県政で私は目の当たりにしてまいりましたので、そのことも紹介をしたいと思っておりますけれども、昨年2月23日、知事との直接交渉を希望しておりました地域住民の願いがかなないまま、知事が県の責任について言及され謝罪をいただいて、解決に向けた知事の決意を述べられた日のことであります。会場満席の住民から大きな拍手をいただいておりました。そして、この事案についての、病院でいうところのカルテづくりが行われまして、先進的な手法であるリスクコミュニケーション手法が確認をされてくるわけでありまして、

この一連の地域住民と県行政との取組は、野呂知事が平成15年に就任をされたときに県職員の前でお話しになられた、統治機構の長がお話しになった話ですので、私はその当時びっくりしましたけれども、統治から協治へというふうにお話しになられた。この政治理念の具現化が、大矢知・平津事案のリスクコミュニケーションという新しい先進手法につながっているんだというふうにご考えるわけでございます。

私自身が野呂県政の2期8年を語るときに、文化力とか新しい公、このこともお話ししますが、それよりも協治というふうにご言ったこと、これが野呂県政の真骨頂だったんじゃないかというふうにご思っております。

そこでお伺いいたしますが、昨年の12月末に基本合意書が締結されたわけですが、知事の考えるその意義についてお伺いしておきたいと思っております。また、今後、事案の解決に向けて産廃特措法の延長などについて国に働きかけていく必要がありますし、住民の今の不安は、新しい知事にどのように引き継いでいくのかということもあわせてお伺いをいたします。

そして、次に、廃棄物の減量や処理に関する計画の策定が廃棄物処理法に

において義務づけられていることから、本年1月に三重県廃棄物処理計画が三重県環境審議会にて取りまとめられました。この計画の中で大規模な不法投棄事案について述べられていますけれども、粛々とこの計画にのっとり措置命令の意向など、対応が進められると考えてよいのか、これは担当理事にお伺いしたほうがよいと思いますが、お伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） お尋ねの大矢知・平津事案についてでございますけれども、これは私が知事に就任をいたしました後、平成16年から平成18年にかけて、県内の産業廃棄物不適正処理事案、これは11事案ございましたけれども、これを対象に安全性の確認調査の実施を指示いたしまして、その結果、規模などが実は明らかになってきたものでございます。

この大矢知・平津事案の解決に向けまして、平成20年10月から、地元やそれから学識経験者、行政の三者によります三者協議が開催をされまして、補完的調査を進めますと同時に、地元要望によりまして、リスクの状況と評価、対策の考え方などをリスク評価表に取りまとめまして、これをもとに対策工法の骨子案の検討が進められてきたところでございます。

こうしたリスク評価表をベースとした双方向のリスクコミュニケーションによります真摯な話し合いを重ねまして、対策を検討していくということにしておりますが、このことについては、全国的にも画期的で政治的な取組であるというふうにとらえておるところでございます。

また、お話にございましたように、昨年2月23日には私が現地に赴きまして地元自治会の方々と直接お会いいたしまして、地元の皆様におわびと御礼と、そして、お願いを申し上げたところでございます。

そして、昨年末には対策工法の骨子案に係ります基本合意書を地元自治会代表者と締結をいたしました。この基本合意書はこれまでの協議の成果でございますとともに、今後の議論の土台となるものでございまして、このことによりまして本事案の解決に向けた具体的な対策を講じます、新たなステ

ージに立てたのではないかなと、こう思っておるところでございます。

また、この基本合意書の締結に当たりましては、地元自治会の皆様、また、地元自治会の顧問でもある水谷議員にも御尽力をいただきましたことに改めて御礼を申し上げるところでございます。

今後のことでありますけど、これまで私としては、地元の皆様の安全・安心の確保に向けて問題を先送りせずに前向きに取り組んできたと考えております。具体的な安全対策や跡地の利活用など、残されました様々な課題があるわけですが、今後はこの基本合意書をもとにいたしまして、地元の皆様の御理解を得ながら話し合いを重ねるということで、これらの課題は必ずや解決していけるものと確信をいたしております。

また、産廃特措法の延長などにつきましては、これまで国に対して要望してきたところでございますが、国におきましては現在のところ延長の方向で検討していると聞いておるところでございますけれども、県といたしましては、今後の行政代執行を見据えまして、引き続き支援の充実も含めて要望していく必要があると考えております。

新しい知事には、こうした基本合意書締結に至る経緯とその意義、今後の対応などにつきまして十分に引き継いでまいりたいと考えておりますけれども、水谷議員におかれましては引き続き御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

残余につきましては、担当理事のほうからお答えいたします。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

環境森林部理事（岡本道和） それでは、産業廃棄物処理計画におきます大規模な不適正処理事案についての取組についてお答え申し上げます。

この産業廃棄物処理計画につきましては、先ほど議員お話のありましたように、今年度中に策定することという方向で現在検討を進めております。

この中では、廃棄物処理等に関します課題を踏まえまして、おおむね10年先を見据えながら、来年度、平成23年度から5年間で取り組むべき廃棄物に関する施策を取りまとめおるとおるところでございます。

この計画におきましては施策として四つの大きな柱を設けておりますけれども、この中で不適正処理事案への対応につきましては、その柱の一つといたしまして、特定の不適正処理事案に対する是正の推進という中で位置づけております。また、さらにこの中では、特定の不適正処理事案につきましてもそれぞれの取組方向も示しているところでございます。

例えば、今お話のありました四日市市の大矢知・平津事案につきましても取組といたしましては、「三者協議を地元理解の中心に据え、対策工法等について地元住民とのリスクコミュニケーションを進め、是正を進めていきます。」このように記載しております。その対策方向を明確に位置づけておるところでございます。

今後ともこの廃棄物処理計画で位置づけました施策方向を基本といたしまして、地域住民の方々の安全・安心、これを確保するために地元の皆様と協議を行いながら的確な是正措置、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

4番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

この問題につきましては、質問をすることを地元の皆さんに事前にお話をさせていただいて、今日、登壇しております。知事には感謝の言葉をかわって申し述べてほしいというふうに言われておりました。本当に誠実に御対応いただいたというふうに地元の方々は思っております。感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そして、理事、お話をいただきましたけれども、知事の思いを受けて基本合意書を締結されて、それと、なおかつ基本計画に基づいて今後肅々と進んでいくんだということだと思えます。どうぞ御対応のほどよろしくお願いを申し上げます。

次です。広域連合と三重県広域交流構想についてであります。

この件については、道州制の議論で、知事は常に慎重でございました。し

かし、関西広域連合という広域連合がどうやらでき上がるということとなってまいりました。大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県の各府県が参加し、当面は、防災や観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの7分野の事務を実施するとしております。将来的には国からの出先機関を丸ごと受け入れることになるのではないかと報道されております。京都府、大阪府の二つの府が牽引役となる地方自治の新しい扉が開かれる可能性が高まってきております。

関西にしても、あるいは経済団体などが中部の広域連合構想を提言するにしても、我々の最大の説明責任は、住民の生活がどう変わるかであります。こういった広域連合についてのメリット、デメリットをもうそろそろ明確にすべきだと考えております。

平成20年の私の一般質問で触れましたけれども、平成11年に三重県としての広域連携を進めるため、三重県広域交流構想という調査報告書がまとめられております。(パネルを示す)皆さんにお配りをした資料が三重県の広域交流地域連携軸構想図というものでございますけれども、こういったものがまとめられておまして、ホームページ等にまだ記載を、10年前のものでございますけれども、されたままになっております。三重県はここから余り進んでいないという印象を対外的には与えてしまっているというふうに考えております。

そこで政策部長にお伺いいたしますが、広域連携、広域連合の議論を踏まえて、三重県広域交流構想をゼロベースから作り直すことを提言させていただきたいと思っております。今から行ふべきだと考えるのは、具体的な連携プロジェクトが、国の出先機関の事務権限の移譲によって少しずつ変わり始めると考えられるからであります。御答弁をお願いします。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長(小林清人) 今、議員のほうから御指摘がございました三重県広域交流構想調査報告書というのですが、これは権限を越えた交流連携の推進に向けまして連携事業等をモデル的に検討するために、平成11年3月に取りまとめたものでございます。ちょうど今、画面にもありましたように、最

後の全国総合開発計画で構想されました国土軸、いっぱいありましたが、この国土軸をもとに当時の県の総合計画である三重のくにつくり宣言において設定されました、交流連携ゾーンに沿って検討を行ったものでございます。

この中でも、三重県というのは、近畿圏、中部圏の結節点に位置しておりまして、密接なかかわりを有していることから、両圏域との交流連携が重要であるという指摘については現在でも変わっていないというふうに判断しております。このため、調査報告書以降もそれぞれの知事会が官民で構成し連携事業を行う例えば関西広域機構などに参加しまして、両圏域との交流連携を推進し、広域的な課題に対応してきたところでございます。

ただ、現在では、おっしゃるとおり、国の出先機関の受け皿にも関連しまして、関西においては関西広域連合が今年の12月に設立されております。また、九州においても九州広域行政機構、これは仮称でございますが、という構想が、また、中部におきましては、一部の知事や市長から中部広域連合の設立などが打ち出されているような状況でございます。

また、中部圏知事会におきましても、昨年11月に国の出先機関に係る中部圏研究会を設置することに合意しまして、特定の組織等の導入を前提としない条件のもとで、事務レベルで研究を進めているところでございます。

この広域交流の調査報告書そのものをつくり直すという考えは今のところございませんが、ただ、広域的な連携の動きや構想の中で、今、非常に大きな渦の中にあると思いますので、住民の目線、地域の目線から三重県にとってどのような広域連携であればメリットがあるのか、状況を把握しながら本県としての対応をしっかりと検討していくべき時期であると思いますので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔 4 番 水谷正美議員登壇 〕

4 番（水谷正美） そういう時期だと私も思っております。新知事のもとで幹部の皆さん、職員として残られる方々、ぜひとも取り組んでいただきたい、住民目線でどうあるべきかということの検討をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、次ですけれども、地域自主戦略交付金と社会資本整備についてでございます。

一括交付金化の議論というのは、昨年10月の予算決算常任委員会の総括質疑のときにもさせていただきました。そのときは、社会資本整備総合交付金が創設された直後で、国土交通省における一括交付金化だけでございますけれども、政府はさらに一括交付金化を進めて、非公共事業の分野まで広げてひもつき補助金を廃止していくという構想をもって、この交付金制度を現在の国会に提出している状況でございます。

(パネルを示す) 皆さんに資料をお配りしておりますけれども、この地域自主戦略交付金、仮称ですが、5120億円、これは全部の補助金3.3兆円のうち5120億円分を一括交付金化するというプランであります。

そこで提言をしたいと思います。全体のパイは小さくなると考えたほうがどうやら現実的だというふうに考えます。少ない予算で最大の効果をどう上げるかということ、中央政府の知恵を最大限に引き出す必要があります。まずは、公共事業総合推進本部を本格的に稼働させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。そして、県政戦略会議での対応も考えられるべきであります。この点も御答弁を願います。

そして、河川事業についてであります。

私自身はこの一括交付金化、ひもつき補助金がなくなってこの制度になったときに、河川・砂防事業に集中投資をしていただきたいと考えております。

例えば、朝明川では、現行の工事实施基本計画では、下流域は80年確率の雨量に耐えられる。しかし、四日市市内の大矢知、八郷、保々、下野エリアは15年確率となっております。つまり、少ない雨でも決壊が心配されるという基本計画になっておまして、80年に1回の大雨でも心配がないように住民の安全・安心を確保するため、現在、策定を進めている河川整備基本方針で80年確率で改修する計画を出すべきであると考えてるのであります。この点も見解をお伺いします。

どうしてこの河川・砂防事業にひもつき補助金がなくなって集中すべきか

という話をするかと申しますと、(パネルを示す)皆さんにお配りをしている資料ですが、この棒グラフ、三重県内の1時間雨量80ミリ以上の発生回数がこの棒グラフであります。10年単位で見ているわけですがけれども、直近の10年間は平均2.8回、その前の10年間、さらにその前の10年間は平均0.8回だったわけでございます。この状況がゲリラ豪雨と言われる状況で、もう一つ棒グラフがありますけれども、だんだん増えてきているのに、河川関係事業費の推移を見てみると、徐々に減り続けているということなんです。このあたりに県民は不安を感じているというふうに考えているところでございます。

そして、さらに、出先機関改革の中でスケジュールされている直轄河川事務権限の移譲についてであります。この個別協議を開始している直轄河川について、三重県内の具体的にどの河川が検討に上がっているのか、今までの対応はどうであったのか、この機会にお伺いをしておこうと思います。よろしく申し上げます。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長(植田 隆) 私のほうからは、一括交付金について御答弁させていただきます。

地域自主戦略交付金、仮称でございますが、につきましては、昨年6月に政府が閣議決定いたしました、地域主権戦略大綱に基づきましてひもつき補助金を段階的に廃止し、一括交付金として地域の自由裁量を拡大させるために創設されたところでございます。国の23年度の当初予算におきましては、都道府県分といたしまして、投資的経費を対象に5120億円が計上されたところでございます。

現在明らかになっております制度の内容といたしましては、初年度は全体の9割程度を継続事業の事業量等により配分し、残り1割程度を客観的指標に基づき配分をするということ、それから、二つ目は、各都道府県への配分の通知につきましては、予算の成立後と7月ごろの2回に分けて行うということが現在わかっております。

本県では、具体的な配分基準でありますとか詳細な対象事業の範囲など、

具体的な制度内容が明らかになっていないというところから、当初予算には計上せず、6月補正予算等で対応することといたしております。

一括交付金の使い道でありますとか県の受け入れ体制につきましては、国の制度設計の動向を注視しながら今後検討していきたいと考えておりますが、議員のほうから御提案いただきました、県政戦略会議での対応も一つの方法だと考えております。今回対象となりますものの中には、交通安全施設でありますとか学校施設、それから、自然環境の整備、環境保全、それから、消防防災というような非公共部門もございますもので、公共事業総合推進本部に加え、こういう非公共事業の部門をどう扱うかということの課題も検討しながら、今後国の制度設計の動向を見ながら詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） それでは、県内の河川の改修、また、直轄のことも含めてお答えいたします。

県内の河川改修はまだまだ残っておりところがたくさんございます。公共事業費全体の予算が少なくなっているという状況の中で、河川の予算もそれについて少なくなっているというのが現状でございます。まだまだ残事業がたくさんございますので、整備のための予算の確保に努めてまいりたいと思います。

あわせて、ハードだけではなかなか対応できない部分もございますので、これからソフト対策、浸水想定区域の設定とかハザードマップ等も活用しながら、市町と協力してソフト対策も合わせてやっていきたいと思っております。

朝明川の改修計画でございますが、現在の計画では計画規模が先生の御指摘のとおり、下流で80年確率、これはおおむね80年に1回の大雨に対応する河川改修ということです。あと、上流域では15年確率になっております。

ただ、平成9年に河川法が改正されまして、工事実施基本計画、これは現

在の計画ですが、これに変わる計画として新たに河川整備基本方針と河川整備計画の策定が義務づけられました。現在、策定作業中でございます。このうち、河川整備基本方針というのは河川の将来のあるべき姿を示すもので、朝明川については、上流部、下流部合わせて全線80年確率に対応する計画規模で検討を進めているところでございます。

一方、河川整備計画は、河川の改修は多額の費用を要することから段階的に整備を進めるため、当面の期間、20年から30年の間に実施する具体的な整備の内容を定めるものでございます。

この河川整備計画の策定に当たりましては、河川法に基づき流域住民の意見を聞くため流域懇談会を開催することとしており、朝明川についても開催に向けた準備を進めているところでございます。今後、住民の方々から十分意見を聞き、適切に計画に反映していきたいと考えております。

次に、一級河川の移管の部分ですが、地方分権の改革推進要綱、これが平成20年6月に策定されまして、これに基づきまして、平成20年に国からの申し出を受けて協議を始めております。

三重県内では櫛田川水系が対象となっております。そのときには、河川の現状とか河川改修の状況とかの確認を相互に行ったところでございますが、その後、具体的な進捗というのは今進んでおりません。というのも、やはりそのとき課題となりましたのが、まだ改修について残事業がたくさん残っていると、あと、大災害のときの国の支援はどうなるのか、あるいは管理レベル等も含めて、財源も含めてそういった課題であるということで進んでいない状況です。

国のほうでは昨年の12月にアクションプラン、出先機関の原則廃止ということで、この中で一級河川の直轄区間、県内で関係する区間については原則移管という方向で出されておりますが、今後は国からの具体的な動き等も注視しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔 4 番 水谷正美議員登壇 〕

4番（水谷正美） ありがとうございます。

総務部長の答弁で、県政戦略会議も一つアイデアだとお答えをいただきました。先ほどの図で、（パネルを示す）この内閣府に対応するところですね。やはりそれは先ほど申し上げた県政戦略会議なり、あるいはこの社会資本整備総合交付金の国土交通省と環境省と農林水産省、ここの部分については資料も添付しましたが、公共事業総合推進本部できっちり御議論をいただければなという思いを持っているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

北川部長にちょっと再質問をさせていただきたいのですが、朝明川の河川整備基本方針では、80年確率に下流から上流までしようというふうに今動いていただいているということですが、その計画が上がる時期と、先ほどお話しになられた流域懇談会の開催時期、その二つを教えてください。国土整備部長（北川貴志） お答えいたします。

策定に当たりますとは、先ほど申しました懇談会のほうでしっかり住民の方々の意見を聞いて、できるだけ早く策定していきたいというふうに考えております。

まず、懇談会の時期ですが、できるだけ早い時期に、3月なり4月なりというふうに準備を進めているところでございます。それを受けて整備方針のほうも確定していきたいと思っております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

4番（水谷正美） なるだけ早くしていただきたいふうに思っております。3月なり4月なり、住民の方々との懇談会をやって、そして、計画の策定を進めていくという御説明でございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次、公共交通機関である鉄道・駅の構想についてお伺いをしたいと思います。

野呂県政においては、鳥羽 伊良湖のフェリーについてもJR名松線への

対応についても県民から一定の評価をいただいているのではないかと考えております。

鳥羽 伊良湖のフェリーへの対応については議員説明会でも報告をよく受けましたけれども、政策部が行った愛知県田原市、鳥羽市への調整には感謝を申し上げたいと思います。あの航路は、前段でお話した広域連携、あるいは広域連合、その先の道州政府を構想するに当たっても必要な行路だと考えているところでございます。

そして、今回お伺いするのは、公共交通機関としての鉄道、そして、駅を中心としたまちづくりが基礎自治体を中心に次々と提案がされてきております。北勢地域で言えば、成功事例として、政策総務常任委員会でもお伺いをしましたけれども、川越町の川越富洲原駅西口の設置が長年の悲願でありました。すばらしい成功事例だと思います。

そういう事例もある反面、四日市市の鉄道路線で少し心配している路線がございました。政策部の見解をお伺いしたい案件がございました。四日市南高校、四日市工業高校、四日市四郷高校、私立の海星中学と高校、合計生徒約3600名の4分の1が利用していると言われております。近鉄内部・八王子線の件なのですが、日本一狭い路線幅のため、車両更新が難しく、四日市市と鉄道運行事業者と協議が始まったようであります。

そこでお伺いしますが、この車両更新については鉄道軌道輸送対策事業補助金を活用したいのですが、大手鉄道事業者を除くという規定のため活用できないのが現状でございます。ここは知恵の出どころでございます。四日市市からの検討要請や、現在の状況をお伺いしておきたいと思っております。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 議員がおっしゃいますように、モータリゼーションの進展、それから、人口減少もあるんだと思いますし、少子化の進行等もありまして、生活交通、特にバスもそうなのですが、鉄道を取り巻く経営環境も非常に厳しくなっておりまして、路線によっては維持、確保が厳しい状況に置かれているものもございます。

このため、県としては、中小の民間鉄道事業者が実施する安全性や利便性の向上を図るための鉄道の施設整備については、国や市町と協調して支援を行っているところです。これは国のほうが3分の1、県のほうが6分の1という形になっています。

ただ、今御指摘のありました近鉄内部・八王子線でございますが、ここの部分につきましては、この経営主体が大手の民間鉄道事業者である近畿日本鉄道が経営する路線でありますことから、現在の制度におきましては補助対象という形になっておりません。

したがいまして、県としては、一つはこのような状況を踏まえまして、大手の民間鉄道事業者が経営する採算性の低い路線においても、安全輸送のための施設整備等への支援が可能となるよう補助要件の拡大を国のほうに対処、提言をしているところでございます。それは引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

また、今、四日市市から車両更新に係るお問い合わせ、これは何度も来ていただいております。ただ、まだどういう形で枠組みをつくっていくとか、そういうところまで決まっているわけではございません。正式な要請があるというわけではございませんが、四日市市のほうから正式な要請がございましたら、その内容につきましてお話を伺い、きちんとした検討を行ってまいりたい、そんなふうを考えております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

4番（水谷正美） じゃ、よろしくお願いを申し上げます。政策部長、鳥羽-伊良湖航路の件でも手腕を発揮いただきましたし、JR名松線の件においても、野呂県政において一定の評価をいただいた対応をいただいているのではないかとこのように思っております。北勢は案外充実しているというふうに思われましているかも知れませんが、こういった諸課題が存在するという。ぜひとも御対応のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次ですが、県民の率直な思い。

ボリューム4となってまいりました。当選させていただいて1年目からこのシリーズでお伺いをしているんですけども、ボリューム1では、消えた年金問題は国と連携して対応すべきという提言を中心に、ボリューム2では、消費税5%の地方分、1%問題を中心に、ボリューム3では、タレント知事の活躍と観光行政を中心に提言いたしました。このシリーズ、今回で終わらないように、いろんな意味で頑張ろうと思います。

今回も県民の関心が高い治安関係と医療問題についてお伺いをいたします。まず、交通事故多発箇所と警察署整備についてであります。

平成22年の三重県の交通事故者数は135人で、都道府県別人口10万人当たりの死者数では全国ワースト2となってしまいました。交通事故が起こるのではないかという不安感から、地域要望として信号機の設置要望をよく聞きます。

先日も四日市市の八郷小学校からの県道26号、四日市多度線が開通したことで二つの信号の点灯式もございまして、私と中川県議も出席をさせていただきました。地域の皆さんが大変喜んでおられました。

北勢バイパスの未開通の本線部分も来月26日に開通する予定でありまして、信号機の新規設置に警察本部の皆さんに、通常の業務とはいえ、御尽力をいただきました。開通に向けて準備が整ってきたようでございます。ありがとうございました。

このような努力をいただいていることはよく存じ上げておりますけれども、交通事故者数が増えたことについて調査報告書を拝見させていただきました。道路形状別で交差点が44%、昼夜間別で昼間のほうが多く発生していること、非市街地の構成率が全国平均よりも14.2ポイント高いことなど、県特有の分析もできるようでございます。

そこでお伺いしますが、交通事故多発箇所への対応についてであります。この多発箇所の抽出基準は、人身事故の発生件数で設けられております。今年度の対応状況についてお伺いをし、この件についての選択と集中の予算措

置が必要であると申し上げておきたいと思います。

次に、警察署、治安関係ですが、新設、整備についてでございます。

昨年10月の予算決算常任委員会総括質疑で警察署の整備についてお伺いしたところ、経年による老朽化、狭隘化、つまり、職員1人当たりの面積が狭いという状況が進んでいて、事件、事故の発生件数を考慮して、四日市北署、桑名署、尾鷲署、大台署の整備の検討に入ったとお伺いをいたしました。若干の進捗でも結構でございますので、それらの警察署の整備計画についてもう一度お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔河合 潔警察本部長登壇〕

警察本部長（河合 潔） 治安関係で2点お尋ねがございました。

まず、交通事故多発箇所についてでございます。

交通事故の抑止は、県民全員の願いであるということはよく承知してございます。警察といたしましては、交通事故のないまちづくりを目指し、関係機関と連携して諸対策に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの交通事故の多発箇所対策についてでございますが、これは1年間に人身事故が一定件数以上発生した箇所、これは交差点、あるいは交差点でないところと、あるいは信号機のあるところ、信号機のないところといったものにつきまして、一定件数以上発生した箇所を順繰りに交通事故多発箇所として抽出し、自治体、道路管理者等と合同点検を踏まえて集中的に対策を推進しているところでございます。

平成22年度は、前年、平成21年の事故分析結果から、県内で51カ所、これは交差点49、カーブ2カ所でございます、これが交通事故多発箇所として認められました。そこで、公安委員会においては、信号機の整備や道路標示の塗りかえなど、道路管理者においては交差点改良や減速帯の設置など、それぞれの対策をまさに連携して講じてまいりました。この結果、35カ所についてはその解消が図られているというところでございます。

なお、信号機につきましては、設置すれば事故抑止に効果があると認められた7交差点について整備を行ったところでございます。

今後は、解消に至りませんでした16カ所を初め、平成22年中の交通事故多発箇所につきまして、引き続き道路管理者等と連携し、事故実態に応じた有効な対策を総合的に講じ事故抑止に努めていくこととしております。

次に、2点目の警察署の整備計画についてでございます。

今後の警察署の整備でございますが、議員御指摘のとおり、様々な条件に応じて検討しておるところでございます。経年、狭隘化、また、県民の皆様への利便性のほか、事件、事故の発生状況、管轄人口、交通量の増加等、あるいは交通量の変化等、地域情勢の変化を十分考慮するとともに、治安活動及び防災活動の拠点としての立地、機能等を総合的に判断した上で整備を進めていきたいと考えてございます。

具体的には、経年による老朽化、狭隘化、事件、事故の発生状況等を十分考慮し、もちろん昨年の状況も十分考慮していくわけでございます。これらを合わせて経年の古い桑名署、四日市北署、大台署、尾鷲署を中心に、県関係部局とも協議の上順次整備していくというふうに考えてございます。

なかなか整備が進んでいくということをここで言えることはございませんけれども、順次努めていきたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

4番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

やはり教育委員会でも、県立高校の建てかえですとか行政の継続性から、常に建てかえる計画を持っておられると思うんですね。交番も含めてこういう警察署も大体何年にどこということをお願いいただけるとありがたいかなという思いを持っております。いろんなことがあってなかなか、本部長、お答えができないんだと思いますけれども、特に北勢については犯罪の広域化が進んでおります。北勢バイパスのお話もさせていただきました。東海環状、伊勢湾岸道路とか桑名署、四日市北署、そのあたりぜひとも新しい警察署にしていってほしいという思いでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

そして、ワースト2となってしまった交通死亡事故への対応でございますけれども、かなりの箇所があって、それに対して単年度で対応いただいているというのもよくわかりました。なかなか道路の見通しが悪くてとか、基礎自治体との協力も得ながら進めなきゃいけないところもどうやらあるようでございます。年月のかかるところも多いかと思えますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、次ですけれども、医療問題なんです。

北勢地域の地域医療は、県内の他の医療圏と比較して充実していると言われますけれども、それでも様々な課題がございます。

中でも、北勢保健医療圏の県民が危惧をしておりますのは、四日市社会保険病院の運営主体が、社会保険庁が解体されたため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が時限的に運営していることについてであります。県議会では平成15年に四日市社会保険病院の存続・拡充を求める意見書を採択しておりますが、この中核病院の安定的な運営主体の決定を国に求めている必要が出てきていると考えております。四日市市自治会連合会が署名運動を始めていただいております。

そこでお伺いいたしますけれども、四日市社会保険病院は昭和22年に全国初の社会保険病院として開設されました。その役割の重要性、救急医療、結核医療、老人福祉の不採算部門に積極的に挑戦する姿勢が評価をされております。当病院が今後も安定的に運営できるよう、県市の地方政府が協力して中央政府に働きかけるべきではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 四日市社会保険病院についてお答え申し上げたいと思います。

社会保険庁の組織改革に伴いまして、平成20年10月に全国の社会保険病院は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の管理下に置かれ、平成22年9月までに譲渡、または廃止すると決定をされたところでございました。

その後、一昨年、の政権交代に伴いまして原則公的存続へと方針転換がされて、新たな運営主体への移行法案が国会に提案されたところでございますけれども、同法案のほうについては廃案となっております。その結果といたしまして、平成24年の9月まで、先ほど申し上げました整理機構のほう引き続き運営管理を担うというふうにされておりました、その後の運営主体については不明確な状態になっておるところでございます。

四日市社会保険病院につきましては、235床を有します急性期の病院といたしまして、四日市地域の二次輪番の一翼を担うとともに、結核モデル病床を17床設置いたしております。北勢地域で唯一結核に対応できる病院であることなど、地域医療を支える重要な拠点病院の一つというふうに認識をしているところでございます。このため、県といたしましては、四日市社会保険病院が今後も引き続きその機能を十分発揮していただき、北勢地域の医療を支えていただきたいというふうに考えているところでございます。

今後、国への要望など、様々な機会をとらえまして、同病院の安定的な運営を国のほうに訴えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

4番（水谷正美） ありがとうございます。

私どもはよく羽津病院という通称で四日市社会保険病院のことを申します。疾病予防から高度医療、福祉に至る一貫した医療サービスを提供いただいている公的複合施設として非常に重要な病院でございます。本県の中核病院としても重要な役割を担っておりますので、ぜひとも申し入れ、要望活動をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

以上で通告した内容につきましてすべて質問をさせていただきました。野呂県政8年、本当に知事、お疲れさまでございました。いい勉強もさせていただきましたし、住民も喜んでいただいている施策も数多いというふうに思っております。今後のますますの御活躍をお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時 0 分開議

開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。18番 服部富男議員。

〔18番 服部富男議員登壇・拍手〕

18番（服部富男） 自民みらい会派、三重郡選出の服部富男でございます。発言通告に従い、質問に入らせていただきます。

まずは、高齢者の在宅介護の取組についてであります。

先週の金曜日、2月25日、2010年国勢調査の速報集計が発表されました。地方の人口減拍車、38道府県で減少、三重県は185万5000人、0.7%の減少となっています。全体としては横ばいとなっていますが、外国人の流入などの影響があるとされています。いよいよ人口減少社会の到来は確実なものとなった結果となりました。また、年齢別の人口は公表されてはいないものの、地方の高齢化は進んでいると見られるとの報道がなされたところです。

高齢化が進行することにより、75歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれるとされています。介護度が高い重度の方が増えることによって、特別養護老人ホームなど施設のニーズが高まっており、入所待機が1万人、特に重度の方が2000人ということで、この解消のため、県では平成23年度においても重点的に取り組まれると先日の全員協議会

の場で力強く説明いただいたところです。

私は県議会議員になる以前2年間、認知症介護施設のグループホームで介護施設の施設長として、私も介護ヘルパー2級の免許を取得し、ほかの介護職員と同じように認知症介護の仕事をしてきました。

施設への入所希望の御家族とのお話の中で感じたことは、自宅での在宅介護の現状、御家族の身体的、精神的な御苦勞を痛感いたしました。施設への入所はもちろん単身での入所が決まりであり、入所を希望される中には、御夫婦での入所を望まれる方が非常に多かったということです。老夫婦と息子さんたちの仕事の関係上、遠く離れて別々に居を構えなければならない核家族と言われる現状があります。

内閣府や三重県の高齢者介護に関する世論調査の中で、20歳以上の方々を対象に、あなたが仮に介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいかという調査において、自宅で介護を受けたいという方が全国では45%、三重県では51%、全体の半数近い方々が、老後も住みなれた地域で家族と一緒に暮らすことを強く望まれている結果となっています。特別養護老人ホーム等の施設も当然必要ではありますが、しかしながら、こうした思いにもっとこたえた施策を推進する必要があるのではないのでしょうか。

現在、在宅での介護については、高齢者が高齢者を介護する老老介護が増加しています。御夫婦で介護を受けつつも、自宅で暮らされている方はたくさんあり、家族が共倒れする危険性や介護疲れによる心中事件が発生するなど、大きな社会問題になっているのも事実です。今後も少子・高齢化社会の中、老老介護は増え続けることが予想されています。今、三重県では、自宅で介護を受けながら安心して暮らすことができるのでしょうか。安心して暮らすためには、その体制や仕組みがしっかりと整っているのでしょうか。

現在、地域での高齢者福祉の中核的拠点、地域包括支援センターであると聞いています。つまり、市町のセンターであります。県ではこのセンターの強化を支援するとされてはいますが、そこでお尋ねします。高齢者が介護を受けながら自宅で安心して暮らすために、主体は市町であるかもしれませ

んが、県として積極的な取組が必要と考えます。県としてどのように取り組まれるのでしょうか。また、老老介護において、介護する方が介護疲れなどにより虐待などに及ぶことも聞きます。やはり親子や夫婦であっても、長い期間介護をすることによって重荷になり、精神的な閉塞感も生まれてくることにもつながります。

そこでお尋ねします。介護を行う方への支援、精神的なケアを含めどのように取り組まれているのかお聞かせください。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 高齢者の在宅介護についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の県としての取組でございますけれども、高齢化の進行でございますとか家族形態の変化等に伴いまして、ひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯の増加、それに、認知症高齢者の増加が見込まれるところでございます。また、地域におけます人と人との支え合いなどのきずなが希薄となっており、地域における高齢者の安全・安心な暮らしを確保することが一層重要になってきているというふうに考えております。

このような状況の中で、現在県におきましては、いわゆる施設への入居希望の方が多数残っている、こういう状況をまず解消したいということもありまして、特別養護老人ホームなどの介護施設の整備を市町と連携して重点的に進めているところでございます。

しかしながら、多くの方が介護サービスを受けるようになって、住みなれた自宅での生活を望まれていることから、今後は施設サービスと在宅生活を支える居宅介護サービスをバランスよく整備していくことが必要であるというふうに考えております。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険によります居宅サービスに加え、医療や福祉サービスを適切に提供する必要がございます。さらには、このような公的なサービスの提供に加えて、地域住民のきずなを生かした見守りなどの生活支援サービスを有機的に組み合わせて、

高齢者の暮らしを支える総合的な仕組み、地域包括ケアシステムというふう
に呼んでいますけれども、そういうシステムを整備していくことが重要であ
るというふう考えております。

現在、このような地域包括ケアを推進する中核的な拠点といたしましては、
地域包括支援センターが各市町に設置をされておりまして、高齢者の生活を
支えるためのネットワークづくりや人材育成などの取組が行われているとこ
ろでございます。

このため、県におきましては、平成23年度当初予算におきまして、地域包
括支援センターの機能を一層強化するため、職員のスキルアップに向けた研
修でございますとか先進的な事例の情報共有などに取り組むこととしている
ところでございます。

また、平成23年度に策定をいたします県の第5期介護保険事業支援計画、
24年度から26年度までの計画でございますけれども、この計画におきまして
も、訪問看護、それと、リハビリテーションなどの充実など、介護と医療の
連携の強化ですとか見守り、配食サービスなど、生活支援サービスの充実な
どを図りまして、高齢者が安心して住みなれた地域で暮らし続けることが
できるような体制整備を進めていきたいというふう考えております。

それと、2点目でございますけれども、介護を行う方への支援ということ
でございます。

要介護者の在宅生活を支える上で、介護を担う家族の身体的、精神的な負
担を軽減することは重要な課題であるというふうに認識いたしております。
このため、介護保険により提供される様々なサービスや、地域における取組
を組み合わせることで家族の負担を少しでも軽減できるよう支援をしていくこと
が必要となっております。

このため、県におきましては、介護保険によるサービスとして、地域でシ
ョートステイやデイサービスなどの居宅サービスが効果的に提供されるよう
情報提供などを行っているところでございます。

また、市町におきましては、地域の実情に応じて介護者の心身のリフレッ

シュや仲間づくりを行う介護者の集いや、介護に関する知識や技術を身につけていただく家族介護教室の開催など、在宅介護者を支援する様々な取組を行っているところでございます。

また、県のほうでは、これらの取組を支援いたしますとともに、認知症の対策といたしまして、三重県認知症コールセンターを設置いたしまして、認知症高齢者の家族の方からの様々な相談に応じるほか、介護サービス事業者、医療機関などの紹介等も行っているところでございます。

今後高齢者の住みなれた地域で安心して暮らせるよう、市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが連携して行うネットワークづくりや人材育成等をしっかり支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

今後は、県主体にもよる老老在宅介護への支援を強く要望させていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

同じ福祉でございますが、子どもに対する福祉について質問させていただきます。

昨年のクリスマスに始まったタイガーマスク運動は全国に広がり、三重県においても、本年1月10日の児童相談所へのランドセル5個をはじめ、多くの善意が子どもたちに寄せられました。1月中には四十数件の厚志があったに聞いておるところでございます。多くの児童養護施設に対し、ランドセルや文房具、現金などが届けられました。このような運動に感動を受けた方々はたくさんみえると思いますが、一方、実は多くの方が児童養護施設という施設を知ったり再認識されたのではないのでしょうか。

そこで少し県内の状況を説明しますと、県内には11の児童養護施設があり、約400人の児童が入所しています。そのうち未就学児が約70名、小学生が約170名となっています。子どもたちの入所の理由は様々ですが、保護者のいない

児童や虐待されている児童であり、それこそタイガーマスクがテレビ放映されていた1960年代の孤児院のイメージとは違い、その多くは虐待を受けた子どもたちであると聞いています。

児童虐待ということから言うと、4月の鈴鹿市の事件を教訓に、平成23年度から様々な取組をなされると認識しています。児童相談所の機能強化や市町との連携強化や対応力の強化支援など、これから児童虐待が起こらない早期に発見される取組を行われていくとされています。その取組に期待をさせていただきたいと思いますが、しかしながら、不幸にもその虐待の被害に遭った児童が入所しているのがこの児童養護施設であります。

県ではこの児童養護施設について、施設運営費の一部や施設整備に係る費用の一部を負担していると聞いていますが、こうした基本的な支援に加え、もっと入所児童に対して支援の充実が必要であると考えます。虐待を受けた児童がこの施設で成長し、親のもとに帰る子もいるでしょう。また、ここで育ち、自立される方もみえるでしょう。この施設での育ちが彼らの今後の人生に大きく影響する大切な重要な施設であります。

そこでお伺いします。児童養護施設に入所している児童に対して現在どのように支援を行っているのか、また、今後はどのように支援に取り組むのかお尋ねをいたします。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

健康福祉部こども局長（太田栄子） 児童養護施設に入所しておる児童の支援についてお答え申し上げます。

昨今、児童虐待の相談件数が非常に増加をしておいて、その影響で児童養護施設に入所する子どもの半数近くは虐待を受けた子どもたちということになっております。

そうした不安定な家庭環境にあった子どもたちというのは、自信喪失を失ってしまったり自尊感情を低下させたりとか、様々な問題を抱えて施設にやってまいります。そういったことから、職員との信頼関係を築き、人間関係の修復を図るための支援というのが非常に重要になってまいります。そうした

ことから、県ではこれまでできる限り家庭的な雰囲気の中で生活ができるよう施設改修等の環境整備を進めるとともに、施設での少人数のグループによる生活を促進してまいりました。

一方で、虐待を受けた子どもなど、心のケアを必要とする子どもにきめ細かに対応するためには、施設において心理ケアをできる職員の配置であるとか、それから、保護者との関係を再構築するための家庭支援の専門員といった方々が必要になってまいりますので、そういった方の配置に努めてまいりました。

また、入所している子どもが家族と安心して再び生活できるように、児童相談所、こういった施設の関係者と御一緒に保護者との信頼関係を築きながら家庭の養育環境の改善に取り組んでいるところでございます。

平成23年度からは、こうした取組を確実に行うために、児童相談センターに自立支援課というものを設置することとしたところでございます。

さらには、施設に入所する子どもたちにとって非常に大事な学習、基礎学力でございますが、こういったものを身につけることができるように、新たに学習支援にも取り組むこととしております。

こうした取組のほかに、子どもたちが施設を退所した後に、社会の中で自律して生活するための支援も非常に重要となってまいります。このため、昨年4月には、桑名市内で開設をいたしました県内初の自立援助ホームつばさにおきまして、施設退所後の日常生活の援助や指導を行うことによって、子どもたちの社会的自立を促進しているところでございます。

国におきましても、今年に入りまして自立支援の推進方策について検討する委員会を新たに設置したと聞いております。

県といたしましても、こうした国の動向を注視するとともに、引き続き県内の児童養護施設で構成される三重県児童養護施設協会というのがございますが、こちらのほうと連携、協働いたしまして、社会的養護を必要とする子どもが健やかに育ち、家庭で暮らす子どもと同じように社会のスタートラインに立てるよう、取組の推進に努めてまいりたいと考えておるところでござ

います。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） どうもありがとうございました。

現在、県内の児童養護施設には未就学児や小学生に加え、中学生97名、高校生68名、合計165名が入所されております。中学、高校を卒業すれば、1人で働き自立していかなければなりません。その子たちが将来の夢や希望が持てるように、県行政としては、施設を出た後は1人で自立して頑張りなさいではなくて、県行政が養護施設との連携をしっかりと持ち、将来にわたり精神的にも支援をしていくような思いやりのある県の体制を強く要望させていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

先ほどは児童養護施設の関係で質問をさせていただきましたが、現在、子どもを取り巻く社会環境は、ますます厳しさを増しています。大きなものとしては、子どもにおけるいじめ、暴力行為等の問題があります。

昨年には、群馬県でいじめを苦しめたと見られる生徒の自殺があり、全国でいじめ問題が大きく取り上げられました。その後、この事件を受けて文部科学省の指導もあり、全国でいじめ問題への対応が強化されたと聞いております。

本県の状況ですが、平成21年度の県教育委員会の調査によると、本県のいじめの認知件数は260件で、前年度より102件減少、一方、暴力行為の発生件数は822件で、前年度より23件増加しています。いじめに関しては改善の兆しも見えますが、まだまだ予断を許さない状況となっています。

そして、このいじめ等の問題のほかに、学力の問題があります。先日の我が会派、自民みらい会派の代表質問において、志摩市選出の中嶋議員が学力の問題を取り上げていただきました。その質問の中でもクローズアップされていましたが、本県の全国学力状況調査の全国順位は、総じて低い状況となっております。

このような教育の諸課題については、これまでも教育委員会で様々な対策をされてきたと聞いています。しかしながら、なかなかその効果が見えてきません。今後は発想の転換といいますが、抜本的に対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

ここで他県の事例として、長野県の小・中学校の改革に取り組まれたお一人の先生を御紹介させていただきます。

その先生は、大塚貢先生であります。昭和11年長野県生まれで、信州大学教育学部を卒業され、長野県の教師として、そして教頭、校長、教育長を歴任され、現在いろいろなところで講演活動をされております。四日市市でも何度が講演をされたと聞いております。この大塚先生は、現在は合併により上田市となっている長野県旧真田町、この真田町は歴史的にも戦国時代に活躍した真田幸村が生まれ育ったところと聞いておりますが、この旧真田町教育長に平成9年に就任をされた当時、真田町の学校はずっと長い間荒れていたらしく、荒れている現状、原因をしっかりと調査をされ、各学校の先生方と相談し、授業内容の改革に乗り出されました。

それでもいじめやキレる非行は減らず、授業中の集中力を失い、無気力になる生徒が多いことから、問題は食にあるのではないかと感じ、調査に入られました。

栄養士の指導のもと、栄養のバランスを考え、学校給食メニューの改善に取り組み、好き嫌いの多い生徒さんからは大反対を受けながらも、栄養士から食の大切さをわかりやすく教えてもらううちに少しずつ変化があり、みんなが賛同し始めました。同時に、日本古来の主食である米を給食に取り入れ、食育を通じた情操教育を進めました。その結果、週5日の米飯給食が定着したのです。

米飯給食に切りかえて7カ月後あたりから学校全体が少しずつ落ちつきを取り戻しました。1年半から2年たつころには非行犯罪がゼロになり、同時に子どもたちの学習意欲も高まったという結果が出ています。

今、一例として申し上げた米飯給食については、日本の伝統的な食生活の

根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や、地域の食文化を通じた郷土への感心を深めるものであり、重要な意義があります。

こうした意義を踏まえ、文部科学省は、米飯給食については週3回以上を目標として推進するよう全国の自治体に指導しています。

本県の米飯給食の状況を見ますと、平成21年度の三重県平均では週3.4回となっており、全国平均の3.2回を若干上回っています。しかし、市町の別を見ますと、週5回の市町もあれば週2回程度にとどまっている市町もあり、ばらつきが見られます。このため、米飯給食の頻度が少ない市町に対しては、県としても積極的な働きかけが必要ではないかと考えます。この米飯給食の普及など、本県の教育の諸課題を見渡したときに、先ほど申し上げました長野県の事例などは大変参考になるのではないのでしょうか。

そこで、児童・生徒の学力の向上や問題行動の解消に向けた今後の教育方針について、教育長の御所見をお伺いいたします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 服部議員からお尋ねの三重県におけます教育方針と課題の対応でございます。

子どもたちの学力の向上でありますとか、いわゆるいじめのないような健全育成に向けまして、今後の三重県の教育方針ということでございます。

三重県教育委員会では、昨年12月に三重県教育ビジョンというのを改定いたしました。これは前の三重県教育振興ビジョンというのが10年たちまして、その件が更新時期が来たことから、今回定めたものでございます。その中で三重の教育のこれからの方向性を明らかにしております。その中では、子どもたちにはぐくみたい力というのを明示したところでございます。

そこでは子どもたちに必要な資質といたしまして、まず、直面するであろう様々な課題に対しまして、自ら考え判断し、主体的に対応していく力ということと、それからもう一つ、他者とのかわりの中で、ともに支え合い、新しい社会を創造していく力と、この二つの力を大きく整理したところでございます。

このような考え方のもとに、子どもたちの学力向上でありますとか健全育成という使命の達成に向けまして方針をとってございます。

まず、学力につきましては、ややもすると知識の量を中心にとらえられる傾向がございますが、問題を解決する力、また、困難を乗り越える力、コミュニケーション力等が必要とされております。

このために、基礎的、基本的な知識、技能に加えまして、思考力、判断力、表現力等、さらには、主体的に学習に取り組む態度を重要な3要素ととらえまして、その育成を図っていこうといたしております。特に、何を学んだかということではなくて、それをどう生かすかということを重視いたしまして、課題を解決する力、他者とともに高め合う力の育成に留意して学力を育成していくことといたしております。

また、豊かな心の育成に向けては、体験学習の効果的な活用、地域の人々との交流、家庭や地域との連携等を重視いたしまして、人権意識や規範意識、郷土愛、さらには食への感謝の心などをはぐくむ教育の推進に取り組んでいくことといたしております。

こうした方針を踏まえまして、子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来づくりに取り組むという教育ビジョンの基本理念の実現を図るために、学力の定着・向上や規範意識の育成など、様々な諸施策に取り組んでまいります。

一方、給食の件でございますけれども、米飯給食の普及促進でございます。

本県では、自宅から御飯を持参させている市町も含めまして、すべての市町で米飯給食に取り組んでいるところでございます。その回数は、週2回から5回程度となってきております。

米飯給食を実施することにつきましては、議員も御紹介ありましたように、子どもたちに日本の伝統的な食習慣を身につけさせたり、地域の食文化を通じて郷土への感心を深めたりするなどの教育的意義があるというふうに認識しております。国においても、そういった地域や学校の事情に応じた段階的な実施回数の増加を進めているところでございます。

そういったことから、県教育委員会といたしましては、今後も国の方針を踏まえまして、農水商工部でありますとかＪＡ、関係団体と連携しながら、米飯給食の推進にこれからも支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） 御答弁どうもありがとうございました。

子どもの豊かな心の醸成を図ることは、私もとても大切なことと思っておりますし、あえて苦言を申しますと、三重県においては、やはり道徳教育をもっと充実してもらいたいという思いでございます。

また、米飯給食の取組にも触れていただきましたが、頻度の少ない市町に対しては働きかけをもっと強めてほしいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

先ほどは学校現場での米飯給食を積極的に進めるべきと提案したところでございますが、三重県では米づくりをはじめ、豊かな気候風土を生かした野菜、果樹、お茶、牛肉など、様々な農畜産物が生産されています。

また、伊勢湾から熊野灘までの海岸部では、アサリ、シジミ、イワシなどが水揚げされるほか、タイやブリ、ノリ、カキなどの養殖も盛んに営まれ、まさに食材の宝庫というふうにふさわしい状況です。

こうした農水産物は農業者、漁業者などの皆さんが厳しい自然を相手に、おいしさを追求し、安全で安心なものを消費者の皆さんにしっかり届けていくという、日々一生懸命努力をいただいている賜物です。また、こうした生産活動によって豊かな農地や海の環境が守られています。

私は、こうした農林漁業者の生産の苦労や熱い思いをしっかり県民の皆さんに伝えていくことで、県産農林水産物に愛着を持っていただき、県民一人ひとりが食の大切や生産の現状を理解してもらおう。まさしく地産地消、食育ということが私は大切だと考えています。

三重県では平成12年から県を上げて、地域の生産物を地域で消費していく地産地消運動を進めています。私の地元でも小さいながら新鮮野菜直売所、

ねのひら物語という直売所を開設した人たちがいます。農業がしたいという若者が転職をし、無農薬野菜をビニールハウスで栽培しながら、同時に、農業の担い手づくりにと地元の若者たちを雇用し、前向きに取り組んでいます。そして、その若者たちを支え、彼らのつくった無農薬野菜や地場製品の直売所の運営をされている地元の人たちがいます。若者たちを支える地元の人たちの多くは、定年退職をされた方たちであります。経営面、運営面ともに厳しい小規模農業及び直売所の経営の状況がそこにあるように思われます。

個人農園や小規模農業者、直売所など、販売実績の少ない事業者への販売ノウハウや販売ルートの提供など、日々の努力が報われる将来への期待につながるような支援や施策が必要であるのではないのでしょうか。

一方では、顔の見える安全・安心な農水産物へのニーズの高まりもあり、県内には200に近い直売所が誕生し、また、スーパー等でも地物を取り扱う店舗がだんだんと増え、今や年間売り上げが3億円という大きな実績を上げている直売所もあると聞いております。こうした県をはじめ、多くの方々の取組などもあり、今や県民の皆さんの多くは地産地消という考え方をおおむね理解をしてもらっていると感じているところであります。

一方、近年、安全・安心への感心が高まってくるにつれて、農林漁業において安全・安心な生産を行うことはもとより、地域の環境を保全するという視点に基づく生産活動に取り組んでいる事例も出てきています。

私の地元の取組で、赤とんぼ米の取組を皆さんは御存じでしょうか。三重四日市農協が、御在所岳で活動するNPO法人三重県自然環境保全センターの協力を得て、平成18年からアカトンボのふるさと探しを実施しています。アカトンボが生まれるためには、豊かな水田が必要であることや、アカトンボが育つ水田から生産された米を消費者が購入することで、豊かな環境の維持につながるということ子どもたちをはじめ、消費者の皆さんに伝える取組をしています。

初夏には水路の周りで蛍が見られ、秋になるとアカトンボが気持ちよさそうに飛んでいる。そのような様々な生物のすむことができるのどかな田園風

景を守るため、農家の方々だけでなく地域全体で協力し合い、水田を守るとともに、環境に配慮した生産活動が展開されています。

ただ、消費者の皆さんには、地産地消という考え方は理解していただいているものの、このような農産物は非常に割高になることが多いことから、少しでも安いほかの農産物を購入したいのが正直な思いではないでしょうか。

私は、地域で一生懸命に安全・安心で環境にも配慮した生産を続けていこうとしている生産者の皆さんの努力や熱い思いを、しっかりと消費者の皆さんに理解してもらうことが大事だと思います。そのためには、生産者と消費者のつながり、きずなを強くし、両者の理解を深めることで、消費者の皆さんに県産農林水産物を買っていただくことが地産地消の大切な取組ではないでしょうか。

そこで、県としてこれまで地産地消を進めてきた結果、現状をどのように認識をし、これからどのように進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 地産地消の取組についてお答えをいたしたいと思います。

本県ではNPO法人地産地消ネットワークみえとの協働によりまして、旬の農林水産物の紹介でありますとか、消費者と生産者の交流など、実践活動への支援を行っております。

また、量販店やレストランの協賛によりまして、みえ地物一番の日キャンペーン等の取組でありますとか、みえ地物一番給食の日を定め、これは平成21年6月に定めておりますが、給食におけます県産食材の利用を進めてまいっているところでございます。

こうした取組などによりまして、県で実施いたしております地産地消のアンケートを見ますと、県民の8割を超える皆さんに地産地消という考え方を御理解いただいていると回答をいただいております。

しかしながら、県産農林水産物を意識して購入するという消費者の皆様は、例えば、平成15年のアンケートでは12%でございますが、22年度、本年度、

現在まだ集計中でございますけれども、約43%と向上はいたしましたものの、まだまだ低い状況にあると認識をいたしております。

そこで、生産地や、例えば、旬の農産物を使いました料理方法などの情報発信を地域情報誌やインターネット、携帯電話等を活用いたしまして発信いたしますとともに、昨年10月からは伊勢市と連携いたしまして、生産者と消費者が携帯電話を使って、地域の食に関する情報を交換する取組をモデル的に進めておるところでございます。

また、今後、県内各地で始まっております生物多様性保全に配慮した農業生産、農村景観の保全、生ごみの堆肥化などの環境創造の取組、障がい者の方が生産者や農産物など、これまで消費者の皆さんに伝えることができなかった情報を提供することで地域産品の魅力をアップさせてまいります。

さらに、直売所の機能を活用した学校給食等への食材提供の仕組みづくりや多様なニーズに応じた多品目適量産地の育成などを進め、生産から消費まで一体となった取組による地産地消の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） どうもありがとうございました。

地産地消の推進もよろしく願い申し上げたいと思いますし、小規模農業者や小規模直売所への県による支援対策も強く要望させていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

続きましては、今度は環境関連の質問に移らせていただきます。

先ほどは、農産物の生産と消費をつなぐ取組について御答弁いただきました。ぜひこのような取組を今後も続けていただいて、地産地消がどんどん進むように仕向けていただきたいと思います。

さて、このような農産物、人の手によって何年も何十年も繰り返し生産し続けることができるのは、申し上げるまでもなく、豊かな土壌や十分な太陽の光、適度の降雨と安定的な気候変動など、自然環境が健全な姿で保全され

ているからこそであります。また、土壌中の微生物や受粉を助ける昆虫、さらには、害虫から身を守ってくれる鳥たちの助けがあって、農産物は豊かに生育します。水産物もまた魚や貝にとってはえさとなる海藻があり、それがプランクトンによってはぐくまれていくといった生態系の食物連鎖があってこそ可能です。

これは、動植物から微生物に至るまでのすべての生き物が森林や河川、里山など、多様な自然の中で、例えば、食ったり食われたり、花粉を運んだり死んで土壌で分解されたり、森からの栄養分を河川を通じて海に運んだりといったように、様々なかかわり方をすることで互いの生存に寄与していくわけであります。このいわゆる生物多様性こそ、私たち人間のみならず、すべての生物の命と暮らしを支えるかけがえのない基盤です。

それだけではありません。鎮痛剤のアスピリン、あれは柳の樹皮の成分として発見されたもので、現在はこれを手本に合成されていますし、風邪薬のタミフルも八角という香辛料からもとは取り出したものだそうです。農産物の品種改良でも、野生の種が持つ豊かな遺伝情報の中から味がよいとか病気に強いといった性質を選び出すことによって行われているものです。

このように、生物多様性は命を支える基盤であるのみならず、生き物が持つ素晴らしい機能を、将来の我々の生活をより豊かにするための技術開発にもつなげていけるといった可能性も有しています。

このかけがえのない生物多様性が、今、私たちの活動によって危機に瀕しています。私たちは過去、高度成長期において非常な勢いで開発を行い、土地を切り崩し、海面を埋め立て、森林を伐採してきました。

また一方で、経済活動の変化から里山などにおけるなりわいとしてのかわりをやめてしまいました。

さらには、アライグマに代表されますいわゆる外来種を自分たちの手で持ち込んで、身近な生態系のバランスを脅かしてもいます。

少し前のデータになりますが、国連のミレニアム生態系評価というものがあり、2001年から2005年にかけて地球規模の生物多様性や生態系に関する

評価が出されていますが、これによると、かつて地球は1000年の間に1000種類のうち多くても1種類が絶滅したと推定されていますが、近年ではその1000倍のスピードで絶滅が進んでおり、将来はさらにその10倍以上になるとも予想されています。

私たちはこのようなことに目を向け、日ごろの生活や行動を見詰め直し、地球上の様々な命が絶滅していくスピードを緩めさせ、できることなら、これ以上の生物の種の減少を食いとめていかなければなりません。私たち地域社会にあるものも、また、身近な森や川、豊かな自然環境を守り育てていく重要性をよく理解し、そうした行動を起こしていく必要があります。世界や国で、そして、地域で生物多様性に資する取組を実践していくために、私たちは何をすべきか、今こそ真剣に考えていくべきです。

このような議論の場として、昨年10月、生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10が愛知、名古屋市で開催され、世界180カ国から政府、国連関係者、NGOなど、1万人を超える参加者が集まりました。我が国は議長国として主導的な役割を發揮し、名古屋議定書が全会一致で採択されるとともに、ポスト2010年を目標で20項目に及ぶ目標が採択されるなど、世界における生物多様性への取組に大きな成果をおさめることができました。

また、三重県独自では、このCOP10にあわせて生物多様性交流フェアへの出展を行うとともに、菰野町と伊勢志摩地域において公式エクスカージョンを主催し、合わせて延べ26カ国、51人の参加者を集めて実施されたところです。

そして、菰野町では、関連イベントとして昨年8月24日に国際青年会議、そして、COP10にあわせて10月21日から国際子ども会議の野外調査を受け入れました。日本の原風景とも言える里山の貴重さを、感受性豊かな子どもたちに体験してもらうことで、三重県の自然が世界に向けた生物多様性の情報発信として、非常に大きな成果を上げることができたのではないかと思います。

今後とも三重県はこうした豊かな自然環境を情報発信に活用するなど、県

の特徴をうまく生かして、生物多様性の保全における取組を展開していくことが大切だと思いますが、県としてはこの生物多様性の保全に当たってどのような考え方や理念に基づき取り組んでいこうと考えるのでしょうか。また、今後、この取組は、県だけではなく、多様な主体の理解と協力が欠かせないと思いますが、県として例えば県民の事業者にどんな役割を期待するのでしょうか。

以上2点につき御質問いたします。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 生物多様性に関しまして2点御質問いただきました。

1点目の、どのような考え方や理念に基づいて取り組むのかということですが、まず生物多様性には、生態系、それから、種類なんかの種、それから、遺伝子といった三つの多様性のレベルがあると言われておりまして、先生御指摘のとおり、世界規模での生物の多様性が急速に失われつつあるというふうに認識してございます。

こうした現象には、一つには、人間活動や開発による危機、それから、人間活動の縮小による危機、三つ目に、人間によって持ち込まれたものによる危機の人間に起因する三つの危機があると言われておりまして、これに地球温暖化の影響を加えて生物多様性の脅威となっております。

三重県は南北に細長く、鈴鹿山脈から紀伊山地に至る山々、それから、これから幾つもの清流が伊勢湾や熊野灘、あるいは大阪湾に流れ込むなど、多様な地形や気候から、様々な生態系やそれを構成する動植物に恵まれていると思っております。

三重県でも多くの動植物の種が絶滅の危機に瀕しておりまして、2005年版の三重県レッドデータブックにおける絶滅危惧種として、それらを含めまして1483種が危惧されるというふうになっております。

また、一方で、ニホンジカやイノシシ、外来種のヌートリアなどの増加によりまして、農林業への被害も増大しております。

このような状況も踏まえまして、現在、三重県における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けまして、特に昨年10月に名古屋で開催されましたCOP10によりまして機運もかなり盛り上がっておりというようなことから、みえ生物多様性地域戦略の策定を進めておるところでございます。その中で、私たちの命と暮らしの基盤をなしております生物多様性を守り、はぐくむことによって三重県の豊かな自然環境を次世代に引き継いでまいりたいと、このように考えてございます。

2点目の、県民や事業者などの役割をどう期待しておるかということでございますが、本県の豊かな生物多様性を保全しまして、持続可能な利用を進めるといこと。それを進めるためには、県民、事業者等がそれぞれの役割に応じまして、具体的な取組を進めるといことがまず期待されます。

県民一人ひとりの取組ということでございますが、生物多様性は身近な暮らしと密接なかかわりがございます。食料や木材、それから、動植物のペットや観賞用などの動植物が多く輸入されていること、これを認識いたしまして、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品を選択的に購入していただくことや、外国産のペットを野外に放さずに最後まで買うなど、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換が求められております。

また、事業者への取組としまして、事業活動には原材料の調達であるとか工場の建設などを通じて生物多様性に影響を与える一方で、生き物に由来する原材料や、先ほど御指摘ございましたように、遺伝情報の利用などによりまして様々な恩恵を被っております。

このため、各企業が経営目標に生物への配慮を組み込んでいただくこと、あるいは持続可能な事業活動によって生産されました原材料を使用していくなど、保全と持続可能な利用を事業者自らが活動に組み込んでいただくといことが求められていると思います。

こうしたそれぞれの活動を促すとともに、事業者と県民、NPOなどが連携の輪を広げ、みんなで生物多様性の保全が進められている地域社会を目指していきたいと、このように考えてございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） どうもありがとうございます。しっかりとした対応をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今回の質問は、1番目の高齢者の老老在宅介護、その中で虐待という問題にも触れさせていただきました。そして、また、児童養護施設における充実については、虐待を受けた子どもたちの問題点。そして、3番目の教育方針については、子どもたちの食育といった形で質問をさせていただいて、米飯給食をというお願いをさせていただいたところでございます。そして、米飯給食ということになれば、米づくりであります。地産地消の推進について、野菜や米づくりについて質問をさせていただいて、その野菜づくりや米づくりに欠かせないのは自然環境でもあり、土壌づくりでもあるというふうに質問をさせていただいた。

この五つの質問の中に一つずつ、部局は違うにしても、同じような連携がどんどんつながっていく。行政に求められているものは縦割り行政じゃなく、やはりしっかりとした横の連携をしっかりとっていただいで進めていただくのが一番いいのではないかなというふうに、自分自身この4年間の任期の中で感じたことでございます。

そして、一番最初にこの議会の中で、第1回目の質問の中で、「美し国おこし・三重」、そしてまた、新しい時代の公といった質問を、私1年目にさせていただきました。平成21年から始まり、平成26年度までの「美し国おこし・三重」事業、野呂知事の文化力に対する気持ちといたしますか、きずな、文化力、そして、新しい時代の公、時代の峠、ピンチをチャンスにといった野呂知事の本当の気持ちといたしますか、そういったところが非常にあらわれた、私の感じられた4年間であったというふうにも思います。

少し時間をとらせていただいたのは、今日、私の質問、そしてまた、「美し国おこし・三重」もまだまだ峠の途中でもあります。今後どのように野呂知事が残していられるのか、その思いを今日語っていただきたいと思ひますし、よろしかったら野呂知事、御答弁いただけますでしょうか。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 先ほどから服部議員には、本当に様々な分野にわたっての御質問をいただいたところでございます。御指摘ありましたように、行政としても横の連携をしっかりとりながら、総合行政として効果を出していくということ、大変重要な指摘だと思います。

それから、多くの分野におきまして、地域の皆さんも自発的に地域をよりよくしていくために行政とも連携をとりながら、多様な主体の皆さんが取組を進められておるところでございまして、こういったことは大変すばらしいことだと、こういうふうに思っております。

地域にある特色ある地域資源を生かした取組を継続的に展開、発展していくことによりまして、私たちの生き方とか生きざま、こういったものを高めていく、すなわち、文化力を定着、発展させるということになるわけでございます。私はこういった仕組みを社会に根づかせるということが大変大事でございまして、その仕組みづくりを目指した象徴的な取組として、「美し国おこし・三重」の取組をやらせていただいていたところでございます。私はこうした県民の皆さんの取組とか、あるいは県、市町等の取組、これが連携しまして相乗効果を発揮していく。そのことが三重県や地域の皆さんがさらに地域に対する誇りや愛着を持つことができるようになっていくのではないかと、こう考えておるところでございます。

したがいまして、引き続きより多くの地域の多様な主体の皆さんが、行政とも連携をとりながらこういった取組を進めるということによりまして、私は一層この「美し国おこし・三重」というものが磨かれ、そして、常若な美し国三重として発展していくのではないかなと。結果としてそのことで、人や地域が元気な三重県になっていくのではないかと、そうやっていってほしいと願っておるところでございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

18番（服部富男） どうも野呂知事、御答弁ありがとうございました。

今回、いろいろと野呂知事のこの2期8年の総括として議員の皆さんが質

問をされました。その中で、野呂知事が、今日も水谷正美議員の御答弁にもございました、野呂知事御自身の評価はどうかと聞かれたときに、それは歴史が評価をすると答えられました。私も野呂知事に評価をさせていただくのであれば、野呂知事はやはり文化力にすぐれ、本当に素晴らしい人であり、そして、素晴らしい知事であったと評価をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 26番 日沖正信議員。

〔26番 日沖正信議員登壇・拍手〕

26番（日沖正信） 皆さん、こんにちは。いなべ市員弁郡選出、新政みえの日沖正信でございます。

今回は図らずも、今年度2度目の質問の機会をちょうだいいたしました。格別の御配慮をいただきました同僚議員の皆様、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

質問に先駆けまして、私のほうからも、南伊勢町で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの報告を受けまして、難に遭われました農場関係者に対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、県当局をはじめ、対応いただいております関係者の皆様には今回も再び大変な御苦労かと存じますけれども、ぜひ迅速で確かな防疫措置と経営農家への支援をよろしく願い申し上げる次第でございます。

以上お願いを申し上げまして、それでは質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、一つ目の質問は、知事と語ろう本音でトークと膝づめミーティングの取組を振り返ってということで質問をいたします。

知事はこれまで2期8年の間に、先ほど来も話題に上ってございましたけれども、新しい時代の公、文化力とか、また、「美し国おこし・三重」の取組など、新鮮に映る言葉の表現も取り入れながら、県民を主人公とした新しい時代の県政運営に誠実にしっかりと取り組んでこられました。

今議会は、今期限りで勇退される知事の最後の議会となることから、同僚

議員より知事の8年の功績を振り返っての質問が幾つかございました。

私も今回、知事のこれまでを振り返って、取り組まれた成果や思いについて聞かせていただきたいと思っております、本日の第1の質問は、野呂県政の特色ある取組としての知事と語ろう本音でトーク、そして、膝づめミーティングを取り上げて行いたいというふうに思います。

知事と語ろう本音でトークは、知事自ら各地域へ出向かれ、県民が主役の県政、県民との協働による創造、県民とともに感性を磨く県政をキーワードに、県民の皆さんと本音で語り合うというものでございました。

三重県は地理的に細長い県でありまして、多様な文化があり、習慣も違う地域に直接訪れて、本音で語り合い、触れ合うことを基本に据えて県政運営に当たられる地道な取組は、大いに評価されることだと考えます。8年間で98回、8388人の県民の皆さんと語られてきたとのことでございますけれども、その御努力に敬意を表する次第でございます。

また、知事が県政最大のパートナーと位置づける市や町とも県政を進めていくためには、連携強化の推進が重要であるとの認識のもとに、本音でトーク同様に、直接対話するための膝づめミーティングにも取り組まれ、こちらも8年間にわたり続けてこられました。そして、このような中から得られたものを知事は、戦略計画など県政運営に反映されてこられたところであります。

これまでの経過の間には、参加者が少ないときも現にはあったでしょうし、また、大きな県政の課題が起こっている時期には、耳の痛い厳しい意見も聞かざるを得ない場面もあったと思います。しかし、真摯に続けられた知事の姿勢は、県民の皆さんに大いに評価されているはずですし、庶民派知事としてきっと県民の皆さんは、身近に感じられたらろうことというふうに思っております。

そのようなことを踏まえて改めてお伺いしますけれども、本音でトークで得られたもの、または、成果について知事はどのようにとらえておられるのか、また、県民が最も県政に求めているものを、県民の県政に対する本音と

いうものを聞くことができたかどうか、肌で感じられたことをお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、あわせて膝づめミーティングでは、パートナーとしての市町との信頼関係の構築や協働による様々な課題への取組などは大きく進むことになったのかなど、膝づめミーティングにおける成果の実感もあわせてお聞かせください。

以上お伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私は、知事に就任して以来、県政の要諦は県民の皆様一人ひとりの人生の舞台づくりであると、こう考えてまいりまして、したがって、県民が主役、県民との協働、県民とともに感性を磨く、これは県政運営の基本姿勢として位置づけてまいりました。あわせて、これからの県政運営についてはガバメント、統治ではなくガバナンス、協治を目指すべきであると、こういうふうにしてきたところでございます。

そして、このガバナンスの考え方に基きます県政運営を実現していくためには、県民の皆様や市町、県等が対等なパートナーとしてともに地域社会を担っていくということが大切であると、こう考えまして、私自身が地域に出向きまして、県民の皆様や県政最大のパートナーである市長さんや町長さん等の皆さんと直接対話を行いまして、いただいてきた御意見等を参考にしながら県政の展開に当たってきたところでございます。

先ほど御紹介もありましたけれども、県民の皆様を対象とする本音でトークにつきましては、平成15年度から本年度まで8年間に98回開催をいたしました。そして、延べ8388人という多くの皆さんに御参加をいただきましたし、1446件に上る御意見や御提案もいただきました。

また、膝づめミーティングは、市町長の皆さんと直接対話をいたしまして、お互いの理解を深めることを目的に開催をしてきておったものでございます。平成15年度以降、46回開催いたしました。

市長さんや町長さんとの意見交換等を通じまして、地域の重要な課題につ

いての認識を深めることができましたし、県政についての貴重な御意見や御提言、これを多数いただいてきたところでございます。

その成果についてどうかというようなこともお尋ねでございましたが、今申し上げました二つの対話の仕組み、これを通じていただきました、例えば、子育てや地域医療や、あるいは産業振興、地域活性化など、地域の実情を踏まえました幅広い観点からの御意見、御提案、こういったことを踏まえまして、例えば、東紀州対策局や観光局、こども局の設置といったことにも結びつけたり、あるいは地域密着型の産業振興でありますとか「美し国おこし・三重」の取組など、地域ニーズを踏まえました具体的な政策等の展開につなげてきたところでございます。

また、県政の最大のパートナーでございます市町と県がお互いに理解を深めまして、連携協力関係を構築することにもつながったのではないかと、こう考えております。

政治、経済、社会など、今、時代が大きく変化をいたす中にありまして、私たちは今後も県民の皆さんや市町の方々のニーズを県政はちゃんと受けとめ、的確に県政に反映していくことが大切ではないか、そのようにこの8年を振り返りながら感じておるところでございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 丁寧にお話をいただいて、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

本音でトークでは、地域のいろんな実情を生で聞くことができ、それぞれの地域に合った対応をしていくことができた、また、いろんな施策をしていくことができた。また、市町とはより強力な連携を築き上げていくことができたということをお話を聞かせていただきました。

もう一度、再質問ということではないんですけども、もうこれで知事に質問させていただく機会も、勇退されるということでないわけでございますので、私は、知事というのは、本当に素朴な性格で、素朴な取組をもとに誠実にこの県政に携わってきていただいた方だというふうには思っております。

最後に、本当に素朴なお聞きの仕方をさせていただいて申しわけないんですけれども、知事にこんな素朴なお尋ねをして申しわけないんですけれども、本音でトークで一番、8年間、98回取り組まれてみえて、ふっと脳裏にすぐに思い浮かぶような一番印象に残ることという、申しわけない、浮かぶのがあれば聞かせていただきたいなというふうに、もう一度だけお願いいたします。

知事（野呂昭彦） 本音でトークで一番印象に残っておりますのは、実は、一番最初始めたときには、知事が直接その地域へ出向いて行って来るんだということで、向こうも、あの道路を早く直してほしいとか、ここの工事もっと早くやってほしいんだとか、かなり県民からの陳情受けみたいな、そういう雰囲気やはり目立った感じでございました。

そういう中で、私としては、いや、そうじゃなくて、この本音でトークは、皆さんとこれからの三重県がどういう三重県であつたらいいのか、そういった思いをお互いに意見交換させてくださいよというような形を訴えまして、2年目、3年目とだんだん今度は県民の皆さんも提案型のいろんな御意見をいただいたりする。それがずっと回重ねるごとに定着してきたと、こう思います。そういう中では、福祉の問題、子どもの問題だとか、いろんなそういう関係で御提案もいただきました。

残念なのは、必ずしもいい御提案であっても、県としては財政の事情だとか、あるいは役割分担として県がやるべきなのか、市町がやるべきなのか、いろんなそういった中で直接的にこたえられなかった課題もたくさんあるのかなと、こう思っております。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） ありがとうございます。

きっと、いろいろお話をいただいて、知事の姿勢というものは、次に続ける方も見習うところが多くあることだというふうに思います。どうか勇退されましても、またいろんな場面で県政に対してひとつ御指導をいただけることというふうに期待しておりますので、よろしく願いいたしたいというふ

うに思います。

それでは、続きまして二つ目の質問に入らせていただきます。

獣害対策について質問をいたします。

県の調査によりますと、平成21年度の獣害による県内農林水産業被害は7億8000万円と、ここ数年増加の一途をたどっております。地域の自治会の寄り合いや子どもが主催しております県政報告を兼ねた座談会などでも、必ずと言っていいほど獣害に悩む話題が出てきておりまして、作物被害を受ける農家だけでなく、非農家も含めた地域住民だれもが頻発する野生獣の出没に日ごろから不安を感じている状況にあります。

以前は獣害といえますと、山間部の一部地域が問題でございましたが、御承知のように、最近では野生の猿やシカ、イノシシなどの活動区域が拡大してきておりまして、その被害は都市部近郊にある森林と農地が接している地域にも拡大しております。特に猿の出没圏域は著しく拡大しておりまして、例えば、私の住むいなべ市では、もうほとんどの地域で出没事例がありまして、猿の出没が全く確認されていない地域はごく一部となっております。市内のほぼ8割以上の地域が猿の勢力下にあると言っても過言ではない状況です。また、隣の桑名市においては、大規模団地の周辺でも猿を確認するようになりました。

このような現状から、獣害が深刻な地域では、被害を少しでも食い止めるために、国、県や市町の支援制度などを活用して、侵入防止さくを設置や収穫しないカキの木の伐採、お墓のお供え物の持ち帰り、モンキードックの育成、活用などに至るまで様々な取組を進める地域も出てきております。

このように、地域の皆さんの粘り強い取組により、被害の削減に一定の成果は上がっていますが、しかし、まだ十分とは言えない状況であります。個人個人の被害対策だけでなく、地域ぐるみの取組なども行われていても、今の現状ではとても獣害を防ぎ切ることができません。また、いろいろな対策を駆使することでそれなりの効果は得られるものの、終わりのないイタチごっこを続けなければならないと疲労感が漂っており、また、農山村では御承

知のように、高齢化、過疎化が進むに連れて被害対策を続けることが困難になりつつあります。さらに輪をかけて、近ごろは人里で栄養豊富なえさを得ることができるか、野生獣の子どもがよく見かけられるとのことで、数もどんどん増えているように聞いております。

このような現状から、獣害対策としてこれまで推進してきている侵入防止さくの設定や集落ぐるみの追い払いなどの被害を防ぐ対策に加えて、これと並行した野生鳥獣の生息数を減らす管理対策の強化がどうしても必要ではないかと考えます。

もちろん日本古来の野生動物を人間の勝手にやみくもに駆除していくということは、生態系上の観点も含めて許されることではありません。しかし、今や野生獣が人間が生きる圏域に出没し、頻繁に被害をもたらす存在になり、さらに数が増えてくる中で、もう一度昔のように通常の自然の状態で共存できる環境を求めするためには、増え過ぎたものは頭数管理を行いながら計画的に捕獲することはやむを得ず必要であると考えます。

ところが、いざ捕獲強化するとすると、今度は携わっていただく狩猟者の高齢化や若者の狩猟離れで昔と比べて大幅に減少しており、現役の皆さんにボランティアによる有害鳥獣駆除など、既に多くの協力を願っておる中、これ以上の対応をお願いすることが難しい状況にあります。

また、捕獲したけものの後の処理についても現場では相当御苦労いただいているようで、この処理の大変さも捕獲する意欲がわからない原因にもなっているということで、市町からは、捕獲後の処理の仕組みづくりを広域行政を担う県が主導で考えていただけないかとの願いをいつも聞かせていただいております。

そのようなことの一策として、これまでの議会でも話題にたびたび上がりますが、シカやイノシシは食材として利用でき、県内の一部地域では地域振興につなげている例もあることから、その肉を有効活用していく具体策の検討も重要と改めて考えるところであります。

有害鳥獣の捕獲処理のことについては、昨年の第2回定例会の質問で我が

会派の長田議員が取り上げられ、特定鳥獣保護管理計画の検討、市町への支援や連携についての姿勢が執行部より述べられたところではありますが、私も再度、今回それを踏まえた上で、今後さらに具体策をどのように進められていくのかを伺いたいというふうに思います。

そこで、以上を踏まえて2点お伺いいたします。

まず、今後、効果的な鳥獣害対策を進めるに当たっては、有害鳥獣の捕獲強化がどうしても必要であると考えますが、現場を担う市町といかに連携してその支援をしていこうとしておられるのかお伺いをします。

また、捕獲後の野生鳥獣を有効活用すれば地域の活性化に資することも可能であり、悩ましい捕獲後の処理の効果的な解決策にもつながってくると考えるので、獣肉などの活用策について今後どのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

ここでちょっとパネルの映写をお願いしたいんですが、(パネルを示す)捕獲後の肉の処理ということになりますと、施設が必要となってくるんですが、ネットで調べただけなんですが、調べておりましたら、例えば、こういうものが出てまいりました。昨年の5月に京都のほうで京たんご ぼたん・もみじ 比治の里ということで、これがシカ、イノシシの処理施設ということで作られたということで、検索したら出てきたんですけども、立派な施設が作られております。

もう一枚、お願いします。(パネルを示す)これはちょっと字が小さいので見にくいですが、これには施設の規模とか総事業費とか、また、どういう財源を合わせて建設したか。後に府のほうも協力してつくっておるような中身に調べたらなっておりました。そして、市内の直売所であるとか地元旅館、レストラン、交流業者、ネット通販ということで、いろんな流通の面でも検討されておりまして、猟友会さんの団体が委託を受けてこの施設を運営しておるというような情報も載っておりまして、もう一つ、(パネルを示す)肉屋さんのようにロース、もも肉、もも肉きり落とし、スペアリブというふうに、イノシシとシカをグラム単位で、こういうものも、商品見本も値段の

分類とあわせて載っております。

お聞きしておることがこういうイメージのものも含めての質問をさせていただいておるといことで、紹介をさせていただいたところでございます。このことについて答弁をよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） お尋ねの有害鳥獣の捕獲強化についてまずお答えをいたしたいと思います。

本県の獣害対策は、侵入防止さくの整備、集落ぐるみの追い払い、集落をえさ場にしない取組など、地域が一体となった獣害に強い集落づくりを目指して被害対策を着実に実施するとともに、メスジカ捕獲支援など、頭数管理を促進する対策もあわせて取り組んできており、一定の成果を上げつつあります。

しかしながら、シカやイノシシ等が想定以上に増加しており、農林水産物への被害に歯どめがかからないだけでなく、被害が都市部近郊などに及ぶなど、広域化の傾向にあります。

また、狩猟者の高齢化や急激な減少など、地域で野生獣の捕獲にかかわる担い手が大幅に不足してきています。

こうした状況を踏まえまして、平成23年度は従来の被害防除に加えて、生物の多様性や人の生活と野生生物との共生も考慮し、被害軽減をさらに加速化するために、有害鳥獣捕獲の強化を進めたいと考えておるところでございます。

具体的には、狩猟者が少なく有害鳥獣の捕獲が困難な地域においては、市町の常勤、非常勤職員等による捕獲隊の設置を促進するための支援、具体的には人材育成にかかわる経費でありますとか、銃、銃弾、猟犬の導入経費等の支援を行ってまいります。また、有害鳥獣捕獲に対する活動費の支援、捕獲後の野生獣の埋却等への支援など、地域の実情に応じたきめ細かな対策に取り組んでいくこととしております。

また、こうしたことを着実に進めるため、県で設置しております三重県獣

害対策プロジェクトに新たなオブザーバーとして警察本部等にも参加を求め、総合的な獣害対策に取り組んでまいります。

次に、捕獲後の獣肉利用についてお答えをいたします。

有害鳥獣駆除で捕獲されたイノシシ、ニホンジカは、一部で食用に利用されていますが、地域で食肉として利用する体制が整備されていないことなどから、そのほとんどは埋却や焼却処理されております。

イノシシやニホンジカは古来より自然からの恵として食されてきた歴史があり、郷土料理として供されているものもあります。そこで、これらを食用に活用していくことで地域の活性化につなげていくとともに、有害駆除の促進を図っていくことが可能でないかと考えております。

平成23年度には、野生獣肉を利用する市町の取組を支援するため、県として、イノシシ、シカの獣肉利活用状況の把握、捕獲した野生獣の運搬集荷体制づくり、地元食材と組み合わせた調理方法の活用、獣肉を利用した新商品の開発や販路開拓などに取り組んでいくこととしています。

さらに、市町において獣肉の加工処理施設が必要な場合には、国の交付金が活用できることから、県としても施設に関する情報の提供や獣肉の販路開拓支援を行うなど、市町と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 野生鳥獣の捕獲に対する総合的な支援を行っていくということで、それぞれ細かくお答えもいただきまして、事業が進むことによって効果があらわれてくることを期待させていただきたいと思うんですが、一、二点確認のために改めて聞かせていただきたいというふうに思いますが、捕獲に対する支援ということで、市町の捕獲隊結成の支援とか人材育成の支援とか埋却等の支援とか、また、運搬集荷体制づくりだとか、いろいろ並べていただいて、大変期待をさせていただくことばかりなんですけれども、一つ埋却の支援というところで、市町で対応していただいている、本当に現場に出向いていただいている方々というのは、例えば、シカだと大型でございま

すので、運搬して肉に利用できるのであればまだあれなんですけれども、その場で埋却ということになると、相当の御苦労があります。その埋却等の支援というのは、新たに今以上に埋却等の支援というものがあるのか一つ確認をさせていただきたいのと、処理施設についても指導をとということでお答えをいただきましたけれども、その処理施設などは、三重県を眺めましても、どうしても体力の大きな都市付近ではなくて、小さい市とか郡部のほうの、山間部に近い自治体で獣害と捕獲というものが起こってくるわけですので、やはり市町単体で施設を考えるということは現実の話としてなかなか、大きな自治体じゃないと難しい面もあるというふうに率直に思うんですね。ですから、あくまでも市町の役割ということで県は指導するんだというだけの立場でなくして、県がつくってくださいとまではストレートに言いませんけれども、やっぱり広域で何とか県が一緒になってやっていけるようなことを考えていただかないと現実にはならないんじゃないかなというふうに思いますので、広域で対応していくような指導ということも含めてもう一度答えていただきたいというふうに思いますが。2点、今、申し上げたんですが、お願いいたします。

農水商工部長（渡邊信一郎） まず、埋却に関しては御指摘のとおり、非常に場所も含めて御苦労いただいていることは聞いております。ただ、現実にはなかなか獣肉としての利用も進んでおりませんので、現状としては埋めていただく、焼いていただくということになりますので、この辺の具体的にどのような支援をさせていただければ一番皆さんにスムーズに進むのか、23年度の予算でございますので、もう少し市町の御意見、それから、現場の御意見を聞きながらその制度運用に当たっては考えてまいります。

それと、処理施設もおっしゃるとおり、市町におかれて単独では難しい事例もあるかもわかりません。複数の市町で一つの施設をつくられる等々、広域の体制についても十分市町と話しながら、そういうことについても県として協力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 私の聞かせていただいた趣旨を受けた御答弁をいただきましたので、ぜひそのように進んでいくように御尽力を引き続きいただきますようお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次は、教育現場の課題からということで質問をさせていただきますけれども、ここで二つの項目の質問をいたします。

まず一つ目は、標準定数法の改正が不透明な状況下での新年度の学級編制ということでございますけれども、今、国政のほうで、ねじれ国会における与野党の攻防の中で、予算並びに予算関連法案の審議の行方が日に日に混迷が深まってきておりまして、その成立の見通しが立たない異例の状況下にあります。

このまま推移いたしますと、地方においても地方税法改正の課税事務やら地方交付税の4月の概算交付分減少による財政運営上の影響であるやら、よく話題になるところの子ども手当の支給事務にかかわる影響など、地方自治体の財政、行政事務のあらゆる場面で影響が出てくるようでございますし、もちろん県民の皆様暮らしにもそれ相応の影響を及ぼすことというふうになってまいります。国会のほうではぜひ与野党とも一日も早く国会運営の正常化を図っていただいて、新年度に向けて国民や地方を安心させていただきたいというふうに願うものでございます。

私は当然、このような話題を持ち出して、国政の政局の駆け引きをこの県議会に持ち込もうなどとは全く考えてもおりませんけれども、ただ、今回の予算並びに関連法案が混迷をきわめた場合、私たちの周りで影響が出る中でも、子どもたちの教育の現場にかかわる部分については特に憂慮しておりまして、何とかならないかと願っておるところでありまして、そのところを特に取り上げ、現実の現場の問題として、今回、その対応について確認をさせていただきたいというふうに思います。

といたしますのは、我が県においても当然期待の大きい国における小学校1

年生での35人以下学級の実施についてであります。

さきの一般質問でも期待のほどを取り上げられた議員もおられたところですけれども、35人以下学級を導入すべく、実に31年ぶりという義務標準法の改正による学級編制標準の見直しは、少人数教育を先駆けて進めてまいりました三重県としてまことにありがたいことでありまして、県独自の施策との相乗効果で三重の少人数教育の環境はより進むことが期待されているところでございます。

しかし、今、予算も関連法案も行方が行き詰まっている状況におきまして、このたびの国の少人数教育への法改正についても、今の時点で全く不透明な現状にあるというふうに聞いておるところでございます。

そこで、今、直面している現実の問題として伺いますけれども、法律改正が年度内に見通しが立たないようなこととなった場合は、小学校における新年度の職員配置、学級編制などについて法改正に伴う措置はどのような対応というふうになることが考えられるのか。新年度に向けて学級編制が行われつつあると思えますけれども、もし国で通らないのであれば旧来の編制に戻すのか、はたまたタイミング的なこともあるかもしれませんけれども、そのまま見切り発車で新編制のスタートをすることができるのか、文部科学省からは何らかの指導はあるのかなどを含めて、まことに現場は悩ましいことと察しておりますけれども、現実としての考えられる対応をお伺いさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、二つ目の質問でございますけれども、難題を抱える学校現場や教職員への支援についてということで質問いたしますが、最近は、社会構造の多様化、複雑化からか、学校における問題や悩みが昔と比べて多いようで、生徒指導や保護者対応などで大変な苦労を強いられるような事例も少なくないようございます。

生徒の問題行動は多種多様化、深刻化してきておるようですし、さらに、善悪に対して毅然とした対応をとろうにも行き過ぎた指導ととられやすい昨今の風潮や、モンスターペアレントと言われるように、理不尽な訴えをされ

る保護者も現にあるようで、学校現場で起こる問題はより複雑で難しくなっているようです。

難題を抱える学校では、時間外の夜遅くまで、また、土曜、日曜も返上した対応をせざるを得ないこともあるようで、過酷な環境の中で精神的に参ってしまったり勤労意欲を失ったりする職員さんも少なくないと聞いております。これは私たちがつくってしまった社会のひずみの一部かもしれません。健全な子どもたちの成長を願うためにも、生徒、教職員とも生き生き、伸び伸びとした学校の環境を何としても取り戻さなければなりません。

かつて我が会派の後藤議員さんも学校現場への支援の必要性を質問で取り上げられましたが、私も改めて今回学校の抱える生徒問題、保護者対応などをはじめ、様々な問題を克服するための対応策について伺いたいというふうに思います。

まず、新年度新規事業で学校問題解決サポートチーム活動事業を立ち上げられ、学校だけでは対応できない問題に対し、解決策の指導、助言を行うとのことでありますが、このサポートチームは決められた時間のみの一定の指導、助言にとどまることなく、相談を受けた案件は解決に至るまで粘り強く継続して携わっていただけるものなのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

また、平成14年から生徒指導リーダー教員養成事業が続けられているところでございますけれども、この事業での成果の検証はどうなのか、研修を受けられたリーダー教員が現場指導で貢献をいただいている状況も含めてお伺いをいたしたいというふうに思います。

それと、この問題でもう一つですが、さらに深刻化する学校問題の対応について今後考えていくべきと思われることでございますけれども、地域と学校の連携とか、地域の人材活用の効果を期待する声も聞かれるところでありますけれども、これからさらにこのような地域や地域人材との連携を図る仕組みを積極的に検討すべきと考えますけれども、そのことについての教育委員会の見解についてもあわせてお伺いしたいというふうに思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 日沖議員の最初の御質問の御指摘ありましたいわゆる義務教育の標準法の改正案につきましては閣議で決定されまして、現在国会に上程されているところでございます。

本県の教職員定数に関する予算案とか条例案につきましても、この法律案を前提にして策定しているところでございます。

市町教育委員会におきましても、小学校1年生の35人学級の実施を前提にしまして、各学級の学級編制、人事配置の調整を進めているところでございます。

こうした中で、法律案が成立しないとすると、学級編制の組みかえでありますとか教員配置などに影響が生じるところでございます。基本的にそういった法案が通るという前提で、人員配置とかそういうものを準備しているところでございます。

他方、小学校の1年生35人学級の実施といえますのは、全国にわたるものでございます。もし実施が難しいという状況が生じてくれば、しかるべき時期に国から何らかの方策でありますとか対応策、また、考え方が示されるべきものと考えております。教育委員会といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、学校現場に混乱を来さないような県全体の課題として検討を進めたいと考えております。

もう一方の学校現場や教職員の支援についてでございます。

近年、児童・生徒をめぐる生徒指導上の課題は複雑化、多様化しております。こうした中で、児童・生徒の問題行動や保護者、地域住民からの要望など、学校だけでは解決することが困難な事例が増加しているところでございます。

今回上程いたしております、学校問題解決サポートチームにつきましては、このような問題に対応するために教育委員会に配置しております警察OB等

の生徒指導特別指導員、まずそれが一つございます。それと、福祉について専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカー、そして、3点目としまして、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー、こうした三者により編成し、問題行動を起こす生徒への個別指導でありますとか立ち直り支援などを進めてまいる考え方でおります。

また、これにプラスすることで法的な対応が必要な場合には、弁護士等に指導、助言を得ることといたしております。

また、派遣の期間につきましても議員も御質問がございましたように、初動の時期に加えまして、その後も必要に応じて支援してまいりたいと考えております。

もう一つお尋ねの生徒指導リーダー教員養成事業につきましては、平成14年度から取り組んでおるところでございます。具体的には、生徒指導の基本的な考え方でありますとか理論、それに裏づけられました実践等を学ぶことによりまして、各学校におけます生徒指導の中心となる教員の指導力を高めてまいってきております。その結果といたしまして、暴力行為の発生件数でございますが、平成13年度のピーク時の約3分の1まで減少させることができました。

あと、最後の御質問でございます。

地域人材の確保につきましては、現在も多くの学校現場においてその活動が進められているところでございます。県教育委員会といたしましても、子どもや保護者の相談相手となります地域の人材をハートフル相談員として県内の39の小学校に配置して、いじめや不登校などの未然防止を図っているところでございます。困難な事案を解決するためには、学校と地域の方々との連携した取組が有効であると考えております。県教育委員会といたしましても、学校問題解決サポートチームと、学校、地域が連携を深めることによりまして、より効果的な支援を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） ありがとうございます。

2点ほどもう一度お伺いをさせていただきたいというふうに思いますけれども、もちろんこの標準法の改正のことについては、県は何の罪もございませんし、教育委員会も何の罪もないわけでございまして、ただただ悩ましい状況の中で推移を見守っていただいておりますというふうに思いますけれども、恐らくしかるべき時期に、事と次第によっては文部科学省のほうから対応策が示されてくるだろうというふうにおっしゃられましたけれども、現場からして答えていただけることなのかどうかちょっとわかりませんが、実際に携わっている現場からして、対応の限界の時期というんですか、4月の本当の年度がわりぎりぎりだというわけにいきませんでしろうし、対応の仕方を言うていただく時期というのは大体どれくらいまでがリミットやというふうに現場としてはとらえられておられるのか、もしこれに答えていただけたらお願いしたいというふうに思います。

それと、地域の人材を頼らせていただきながらより学校での問題、難題の解決に貢献いただけるような体制をつくっていかうじゃないかということで、ハートフル相談員さんというのもお世話になりながら進めておるということでお答えいただきましたけれども、さらに、いろんな子どもたちのスポーツの、例えば、スポーツ少年団で子どもたちを育成した指導員さんであるとか、また、地域の特にPTAで面倒見がよかったおじさん、おばさんであるとか、そういういろんな地域の人材がおいででございまして、申し上げるまでもなく、地域の例えば市町の教育委員会などでは、そういう方々とのつながりというものがあるんだろうと思いますけれども、そういう方々なり、また、その地域の仕組みをより生かしていけるような研究というものをさらにしていただければなと、さらに研究していただければなというふうに思いますので、その辺の見解ももう一度お願いいたします。2点お願いいたします。

教育長（向井正治） 最初の御質問でございますけれども、現在、市町ともども各学校の学級編制とか人事配置等を協議しているところでございます。

通常の日程でいきますと、3月中旬に大まかのところが決まってまいりまして、その後公表というのがスケジュールではございます。当然ながら、その状況までにしかるべきことがないと、非常にある意味困った事態になるということでございます。

いずれにしましても、教育委員会といたしましては、そういったことにならないように国のほうへも働きかけ、実際に配置する教員の方々はいるわけでございます、それをどう対応していくかについての、いわゆる財政的なそういう基盤でありますとかそういうところがなくなるということでもございますので、それにつきましては全国的な問題、県の問題として、県議会とも関係各位とも協議してまいりたいと思っております。

2点目でございますが、学校におきましては、各地域である意味昔はそういうおせっかいなおじさん、おばさんがあって、地域の方々と学校でいろんなことをやってきたんですが、それにはやはりきずなというものが薄れていく中で、今、議員もおっしゃっていただきましたように、仕組みとしてそういった地域の人材を学校の中で支援していただける仕組みをつくっていくと、これが重要となってきました。

今つくっておりますハートフル相談員、学校からも信頼されて非常に役に立っているところではございますけれども、より地域の方々の力を学校に入れていき、そして、県民総参加で教育に携わっていくと、そういうふうなことについての仕組みづくりについては、一層これからも研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたしたいというふうに思います。この質問についてはこれで終わらせていただきます。

それでは、次ですけれども、最後の質問ですが、合併後の新市建設計画の推進に対する県の姿勢と今の市町の現状についてということで質問をさせて

いただきます。

地方分権が推進されまして、日常生活の圏域も広域化が進んでいる現状や、また、一方では、少子・高齢化による社会保障の財政負担や、国、地方の財政悪化による国庫補助金や地方交付税の削減などで、厳しい財政運営を迫られることとなる懸念から、行政の効率化、高度化を行うとともに、財政基盤の強化を図り、永続的な発展が可能な体力ある新しいまちづくりを次の時代に向け進めるために、国の示す合併特例法のもと、かつて全国各地で平成の大合併が推進されたことは皆様の最近の記憶としてありのここというふうに思います。

三重県内でも、総務省や県の奨励、指導のもとに、市町村合併の議論が各地域で盛んに行われ、賛成、反対の議論も交錯する中で、産みの苦しみを経ながら、平成15年12月、いなべ市の合併を皮切りに、平成18年1月10日合併の大台町まで16件の合併が成立し、三重県では69市町村から現在の29市町に再編されるに至り、全国的な比較でも合併がよく進んだ県というふうになりました。

時の経過は早いもので、県内第1号で合併しましたいなべ市は、はや合併後8年になってまいります。かつて合併議論がたけなわであった当時、県も説明などに奔走され、合併協議会が立ち上がった市町村の現場では、各地で住民説明会などが慌ただしく開催されるなど、様々な意見交換がなされていたところが今となっては懐かしく思われます。

資料を整理してありましたら、当時のパンフレットが出てまいりましたのでちょっと参考に持ってきたんですけど、(パネルを示す)市町村合併といえますと、こういうパンフレットの説明会やら啓発を行っていただいております。ちょっと懐かしいので一つ示させていただきます。漫画がお年寄りからお子さんまで本当に笑顔ですばらしい将来が待っているようなパンフレットでございます。これで合併の説明やらをやっておりますことをひとつ懐かしんでいただければというふうに思います。

当時、合併協議をまとめられました各市町村の首長をはじめとする関係者

の方々、将来の地域発展と住民の幸福への思いを合併という手法に託しました。骨身を削る思いで決断されたことと思います。この議場におられる議員同志の中にも、首長という立場で合併調印の最終決断をされた当事者もおいででございますが、言葉に言い尽くせぬ様々な御苦勞のあったこととお察しし、改めてこの場から心からの敬意を表する次第でございます。

様々な御苦勞を経て生み出された分、所期の目的ののっとり、理想的な合併後のまちづくりに向けてたゆまない努力を続ける義務と責任が今の私たちにはあります。当然、合併を推進する役割を果たしてきた県は、合併後の市町の進展を常に確かめつつ、ともに新たなまちづくりを図り、新しい市や町の発展を住民に実感していただくよう取り組む責任がございます。

県は平成20年に各市町が合併の効果と考えている事項や、なお課題、懸案と考えている事項などを項目に整理し、市町に対してアンケート調査をされ、その結果で、市町村合併後の状況という報告書をまとめられました。この報告書については、合併後の市町の姿を把握するための資料として意義あるものと認識しておるところですけれども、昨年的一般質問で多くの議員さんも取り上げられたように、今後さらに合併の目的に沿った、住民に実感できる確かな新しいまちづくりができていのかについてのしっかりとした検証が一定の期間が経過した時期をとらえて行われることを期待しておるところでございます。

そこで、私は今回、今後検証を行っていくについてぜひきちっととらえていただいております、新市建設計画の取り扱いについてまず一つお聞きしておきたいというふうに思います。

合併後の新しいまちづくりが所期の目的に沿ってどれだけ図られているかについては、合併時に県も入って策定した合併市町の新市建設計画の進捗度の見きわめがまずの尺度になるというふうに思います。

しかしながら、この新市建設計画なるものについてですけれども、この計画が尊重され、推進について市とか町とかとの協議がなされるとか、進捗が定期的に確認されたりすることなどの取組が見受けられないように思います。

この新市建設計画の扱われ方を見ておきますと、合併というものはその既成事実だけが求められたのであって、新しいまちづくりは単なる理由づけということをあからさまに示しているような、そんなような感じがしてなりません。この計画は、存在意義のほとんどない、ただの体裁のために作成した棚の上に上げておくだけのものだったのでしょうか。

この建設計画には、新市における三重県事業というものも明示されており、具体的な事業箇所まで載せられているんです。例えば、合併支援道路と言われたものも入っています。このような部分についても県は十分に尊重しているのでしょうか。

当時の新市建設計画、町ですと新町建設計画になるんですか、私どもいなべ市では新市建設計画になるんですけれども、表紙とか、どういう部分が載っているかということをちょっと見ていただくために持ってきました。(パネルを示す)これはさらっとした表紙なんですけど、これは私ども地元の員弁地区の新市建設計画の表紙だったんですが、こういうものが当時あったということをひょっとしたら知らない方もあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、その中に、もう一枚のをお願いします。(パネルを示す)これはちょっと字が細かいので見にくいなんですけれども、これには新市における三重県事業の推進ということで、新市における三重県の役割とか、新市における三重県事業、三重県がやる事業というものを、見にくいなんですけれども、四角の中には、道路とか公園とか具体的に箇所が書き込んであって、建設計画に折り込まれておるんです。これを10年間の間にやっていくということでございますけれども、具体的に申し上げますと、私どものいなべ市のほうでは、あの四角の中に入っておる部分で、完成するのが、滋賀県とのトンネル、国道421号の改良工事によるトンネルはこの3月26日に開通いたしますので、これは丸ということになるわけなんですけれども、ほかは遅々として進んでいないところがほとんどの事業でございます。けれども、これは合併後10年のまちづくりを計画した計画なんです。そういう状況でありまして、例を一つ

挙げさせていただきました。

そこで、今のような話を踏まえて伺うわけなんですけれども、この新市建設計画を県はどのように位置づけておりこれまで扱われてきたのか。そもそも尊重をされておられるのかお聞かせください。

また、新市建設計画をまちづくりの基本と位置づけて、合併市町と定期的な進捗度の確認など、協議を図りながら進めるべきと考えますけれども、このことについて今後の考えを伺いたいというふうに思います。

また、合併からいよいよ、いなべ市のように早いところで8年目に入ってくるわけなんですけれども、市町の現状を見ますに、細かいところを精査すれば、合併したところと合併しなかったところの差異というものがあるのかわかりませんが、眺めた上で、本当に当初言われていたような極端な財政力の格差、補助事業などの格差など、当時、危機意識をあおられていたような格差の結果が県内市町を眺めていて全くというほど実感されるようなところがないというふうに思うんですけれども、極端に言いますと、当時、もう10年たつと、合併しないと、市町も立ち行かない危機的状况に、市町村が危機的状况になると言われておりました。今、もうこれ、合併して経過するのが8年になりますけれども、そろそろどうにもならなくなった、救済してくれというような町とかが出てきておるのが、全くそんなところは私は見受けられないと思うんですけれども、中身がどうのこうのというところまでは今日は聞きませんが、実感としてそういう確かな差異というものが感じられるのかということ、一遍それも聞かせていただきたいというふうに思います。

以上二つのことでよろしくお願いたします。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） まず、新市建設計画の県事業の取組について御答弁申し上げます。

市町村建設計画、これは合併市町村が実施する事業を主体に、その市町において実施されます主要な県事業を加えて構成されております。この計画に

は、将来の合併市町村のマスタープランとして、合併市町の一体性の速やかな確立、それと、住民の福祉向上、また、均衡ある発展などに資する内容が盛り込まれております。

この市町村建設計画に記載されております県事業には、それぞれ各部局で実施されているところがございます、あわせて今後の事業につきまして進捗状況を全体として把握し、事業の執行を図っているところがございます。全体で16市町村の建設計画のうち県事業としましては388事業ありまして、そのうちの337事業につきましては事業に着手されている、または完了しているという状況になっておりまして、全体では86.9%という進捗状況になっております。

県としましては、引き続き厳しい財政状況の中にありますが、市町村建設計画に明記されました県事業につきまして、着実な推進に努めていきたいというふうに考えております。

それと、合併の成果の話でございますが、市町村合併は地方分権の推進のもとで、少子・高齢化の進行、国や地方を通じた厳しい財政状況の中で避けて通れない課題ということに対処するため、住民参画のもとで地域で真摯に議論されてきたものと、分権時代にふさわしいまちづくりに取り組むべきものとして進められたというふうに理解しております。

市町村合併が将来を見据えて行われるため、その成果があらわれるまでには一定の期間を要するというふうに考えております。自治体の規模が拡大することで行政運営における専門性、効率性が高まった、あるいは広域的な行政需要に対処する住民サービスの向上が図られた反面、周辺地域の活力が低下したというような課題もあると認識しております。

市町村合併に当たりましては、各地域住民が各市町のまちづくりに際しまして主体となって、地域主権の精神で取り組めるよう県としまして引き続き各市町と連携、協力しながら、課題の把握に努めまして必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 答弁をいただきまして、もう時間がないので一つだけ。

いろいろ三重県が取り組む事業なんかを進捗を検証しながらやっておるといふふうに言われましたけれども、恐らくこのことかわからないような事業がこの中には入っておるといふふうに私は思いますよ、県が見て。

いろいろ聞きたいんですけども、一つだけ時間がないので答えてください。

この新市建設計画というものを尊重して、ある程度定期的に進捗について合併した市や町と協議したりしていますか。それだけ聞かせてください。その事業だけじゃなしに、この建設計画全体の話ですけども、お願いします。政策部理事（梶田郁郎） 市町村建設計画につきましては、市町村合併支援交付金ということで支援させていただいております、その交付の際のヒアリングの段階で、合併市町の建設計画の整合性、進捗状況、その辺のところの課題を聞かせていただいて交付させていただいておりますので、その中でまた整理をさせていただければと思います。

〔26番 日沖正信議員登壇〕

26番（日沖正信） 本当はまだ少しお聞きをしたいんですけども、もう1分になりましたのでこれで終結いたしますけれども、ちょっと私も認識がずれておるところがあったかもしれませんけれども、ぜひ新しい、住民にとっていい地域づくりをするために合併をしたわけでございますので、その所期の目的のとおりによくように、ぜひ市町と一緒により進めていっていただきますように、まちづくりを進めていっていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

副議長（森本繁史） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

副議長（森本繁史） お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は、引き続き、定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

副議長（森本繁史） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時0分散会